

招集期日 平成21年10月6日(火曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 10月6日(火曜日)午前 9時30分

散 会 10月6日(火曜日)午後 2時13分

出席委員	委員長	平山五郎	副委員長	齋藤國男
	委員	吉澤かつら	委員	宮岡幸江
	委員	塩屋和雄	委員	堤利夫
	委員	小島清人	委員	駒井勲

欠席委員 なし

説明のため出席した職員 企画部長 総務部長 消防長
会計管理者 議会事務局長 関係職員

委員会に出席した事務局職員 玉井栄治

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に閉会中の継続審査として付託されました案件は、議案第88号 平成20年度入間市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち所管のものであります。

審査の日程につきましては、既にご配布のとおり、本日1日と予備日の7日を含めた2日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日と予備日の7日を含めた2日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の順序につきましては、消防所管のもの、企画部所管のもの、総務部所管のもの、検査課所管のもの、会計課所管のもの、議会事務局所管のもの、選挙管理委員会所管のもの、監査委員事務局所管のもの順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長　　ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序は、ただいま朗読した順で行います。なお、説明、質疑、答弁は簡潔に願いたいと思いますので、ご協力をお願い申し上げます。

△ 議案上程

議案第88号 平成20年度入間市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち所管のもの

委員長　　それでは、議案第88号 平成20年度入間市一般会計歳入歳出決算についてについてのうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、消防所管のものから審査を行いますので、関係者以外の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

午前 9時32分 休憩

午前 9時33分 再開

委員長　　会議を再開いたします。

それでは、参事兼消防総務課長より概要説明を求めます。

概要説明

参事兼消防総務課長　それでは、消防所管のものに関する歳入歳出の主な状況につきまして、決算事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

初めに、歳入でございますが、決算書30から31ページ、款14使用料及び手数料、項2手数料、目8節1消防手数料、1検査手数料68万4,850円は、危険物施設等の許可及び完成検査等の手数料36件を受け入れたものです。

次に、36ページから37ページ、款15国庫支出金、目8消防費国庫補助金、節1消防施設費補助金1,263万4,000円は、入間基地周辺消防施設設置助成事業で、本署の高規格救急自動車の補助金でございます。

次に、67ページ、款21諸収入、項5、目1雑入、28消防団員退職報償金収入330万円は、退団者14名分の退職報償金を消防基金から受け入れたものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。決算書の164ページから165ページ、款9項1消防費でございますが、予算現額14億7,042万3,000円に対し、支出済額が14億4,729万27円で、執行率は99.36パーセントとなっております。

目1常備消防費のうち大事業、消防用設備等管理費の9行目、中事業、自動車等購入費2,614万33円は、先ほど歳入で申し上げました、本署の高規格救急自動車を更新配備したものです。

次に、大事業、消防活動費の1行目、中事業、研修費836万4,150円は、職員の消防学校等への入校委託料や各種講習会への負担金等が主なものでございます。

同じく大事業、消防活動費の2行目、中事業、事務費1,625万7,640円の主なものは、老朽化した火災救助等の活動時に着装す

る防火衣、防火ヘルメットを最新型の上下セパレート式の防火衣、防火ヘルメットに平成18年度から4年間の計画で更新するもので、20年度は43式を更新配備いたしました。

次に、目2、非常備消防費、166ページから167ページ、大事業、消防用施設等管理費の5行目、中事業、自動車等購入費1,132万9,759円は、第三分団第一部金子地区の消防ポンプ自動車を更新配備したものです。

次に、大事業、消防団活動費の3行目、中事業、事務費620万1,935円の主なものは、消防団員の被服及び個人装備品で、20年度は、アポロキャップ型の作業帽を全団員に装備しました。また、団長、副団長及び正副分団長に、災害現場等における命令、伝達用としてトランシーバー20台を整備いたしました。

次に、目3 消防施設費、大事業、消防施設諸工事費の1行目、中事業、消防施設等改修工事10万9,200円は、防火水槽のふたの改修工事を実施したものです。

以上で消防費に関する概要の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございました。

 これより質疑に入ります。

 まず、歳入の款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款15国庫支出金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款9 消防費、項1 消防費について質疑を願います。

吉澤委員 歳出にかかわってなのですけれども、消防職員の充足率でちょっとわからないのでお聞きしたいのですけれども、消防隊員、救急隊員、救助隊員のほかの予防要員その他消防吏員というのはどういう職員を指すのかを教えてくださいのすけれども。

参事兼消防総務課長 お答えいたします。

消防力の整備指針の中で、予防要員につきましては、基準の中で決められています。その他消防吏員は、私たちみたいに総務課の本部事務員とか、あとは警防課、署の日勤職員等が該当します。

以上です。

吉澤委員 よくわからないのもう一回。本部の事務員というのはその人数に入らないということなのすけれども、例えば今の消防の中で予防要員その他の消防吏員というのはどういう人たちになるのかわからないので、その辺をもう少し説明してください。

参事兼消防総務課長 消防吏員につきましては、消防力の基準からしますと、消防車の搭乗人員、1台につき5人ということもありまして、それであとその勤務、2交代、3交代によりまして勤務体制違いますけれども、その中に休日、例えば年休をとる者、それと消防学校へ入校するような者につきましては、その基準の中から差し引いておりますので、そういう形で消防隊の基準は人数を出しております。

以上です。

吉澤委員 今その一般職種が充足率が54パーセントで、消防吏員合計が61パーセントという状況なのすけれども、全国平均で7割ぐら

いだったと思うのですけれども、消防職員の充足率が。かなり入間市は少ないのかなというふうに思うのですけれども、今後その消防職員を増員するようなご計画というか、検討されているのでしょうか。

参事兼消防総務課長 職員の増員については、考えてございません。定数が157名で実員は156人。1名につきましては、長期休暇のための1名でございますので、増員は考えておりません。

以上です。

吉澤委員 定員は市が決めた定員で、これ多分充足率というのは国のほうの基準で計算されているのですよね。この差というのはどういうことになるのですか。あくまで国の基準ということなのですからけれども、これだけ差があって問題はないのかなというふうに心配になるのですけれども、その辺はどのような状況なのでしょう。

参事兼消防総務課長 職員の基準数につきましては、国の消防力の整備指針の基準となっております。入間市の場合には、今申し上げましたように61パーセント、充足率が少ないのですけれども、この近隣の市町村も大体入間市と同じぐらいの充足率です。

吉澤委員 言っている意味はわかるのですけれども、ではこの国の基準というのは意味があるのか、ないのかなということになってしまうのですけれども、あくまで国の基準ということで各自治体。その自治体の状況に合わせてということで、国のほうの充足率というか定員のほうは気にしてないということなのですね。どのような状況なのか、ちょっとそこら辺が。

参事兼消防総務課長　お答えします。

充足率につきましては、先ほど申しましたように、消防力、消防車の台数、各署所で管理します消防車の台数がございまして、救急車とか。それによりまして、先ほど申しましたように、乗車人員が決まっておりますので、それプラス今度救急救命の者、それとあと長期入校する、研修の場合入校する場合も含めまして、あと病休、それを踏まえての基準値になっておりますので、またそれにできるだけ近づけるようにはしたいと思っておりますけれども、それはちょっと難しいかなと思っております。

以上です。

吉澤委員　それから、今回の決算には出ていないのですが、平成20年度から消防の広域化の話が出ていたと思うので関連して。他のブロックの状況はどうなっているのか、お聞かせください。

消防長　お答えします。

他のブロックにつきましては、第4ブロックの入間、狭山、飯能、日高、所沢。この第4ブロックにつきましては、ご承知のとおり、今月の1日から所沢消防本部に消防広域化の事務を進めるための課を設置したところでございます。他の消防のブロックにつきましては、3ブロックぐらいが、入間市の第4ブロックと同じような状況でございます。まだ本当に滑り出したばかりでありまして、内容についてはこれから詰めていくと、検討していくというそういう組織でございます。

以上です。

吉澤委員 埼玉県内でも、入間市含めた5市でもかなり面積的にも広いのですけれども、ほかのところも管轄面積がすごく広いようなところもあると思うのですけれども、例えばそういう面積的なことなり、ほかのところも含めて余り順調に進んでないようなところもあるように聞いているのですが、その辺はどうでしょうか。

消防長 確かにそういう声も上がっている地域もございます。第4ブロックにつきましては、いろいろと地域性とか、今まで3市のブロック、3市の共同処理事業等、狭山、所沢、入間で今まで広域についての話し合いも進めてきて、いろいろな情報も積み重なっております。ところが、例えば第3ブロックのような川越を主体とするところ、東武東上線沿線沿いというかそちらにつきましては、地域的にも非常に沿線上ですから縦長といいますか、かなり広範囲になって守備範囲が広いというところで、いろいろと議論をされているようでございますけれども、またそのほかさいたま市消防本部につきましては、さいたま市と戸田、この2つにつきましては単独でやるというような意見も上がっております。しかしながら、県のほうの広域の策定計画につきましては、36消防本部を7つということで、それまでに委員会等で委員の方が議論してきました、7ブロックという形で進めて、もう策定計画も発表されております。その中の第4ブロックが入間市は含まれているという状況でございますので、今後まださらに、先ほど申し上げましたけれども検討をしていく必要があるということで、ブロックの変更等についての検討ではなくて、広域に向けての事務的ないろ

いろな調査とか、そういうものを行っていくということでございます。

以上です。

吉澤委員 そうしますと、埼玉県内の中で県が策定した計画には沿った形ではなくて単独でやるよという市もあるということですね。

消防長 はい、そのとおりでございます。

吉澤委員 わかりました。

宮岡幸江委員 決算書の164から165の常備消防費の大事業、一番下の事務費の内容を教えてくださいたいのです。

参事兼消防総務課長 事務費の内容でございますが、車両の燃料費です。

あとは庁舎燃料費、それとあと光熱水費。それと、あと消防緊急通信指令装置の借上料が主なものでございます。

以上です。

宮岡幸江委員 今救急、ごめんなさい。よく聞き取れなかったのですけれども、借上料というのはいかほどぐらいになっておりますか。

参事兼消防総務課長 消防緊急通信指令装置の借上料としまして、831万9,276円でございます。

以上です。

宮岡幸江委員 もう一つ。非常備消防費のほうの一番下の事務費のほうの内容も教えてください。

参事兼消防総務課長 非常備消防費の事務費を申し上げますと、主なものは消耗品費関係、これは団の被服関係です。それと、あと通信運搬費。あとは負担金、これは消防相互応援協定連絡協議会等幾つ

かの負担金を支出しております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ、歳入の款14使用料及び手数料のうち所管のもの、款15国庫支出金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款9消防費、項1消防費についての質疑を終結いたします。

以上で消防所管のものについての審査は終了しましたが、各部所管のものについての審査が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時51分 休憩

午前 9時56分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、企画部所管のもの審査を行います。

担当課長より順次概要説明を求めます。

秘書課長 それでは、秘書課所管のものにつきましてその概要をご説明申し上げます。秘書課におきましては、歳入はございませんので、歳出からとなりますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳出決算事項別明細書82ページから83ページをごらんいただきたいと思います。款2総務費、項1総務管理費、目1一般

管理費のうち大事業、有功表彰事業費及び秘書事務費についてでございますけれども、平成20年度の秘書課所管の歳出における補正後の予算現額は757万7,000円、それに対する支出済額が686万2,767円、執行率は90.57パーセントでございました。

このうち大事業、秘書事務費、中事業、市長交際費につきましては、支出済額144万2,375円、前年度と比較いたしまして、金額では2万2,752円ではございますけれども、減額となりました。

この市長交際費支出につきましては、入間市公式ホームページへの掲載、情報整理の支出に当たっての統一的な支出基準策定などその透明性の確保を図ってまいったところでございますけれども、今後とも社会通念の変化等に留意をするとともに、市民感覚と著しくずれを生ずることのないように常に配慮いたし、より一層適切な執行に努めてまいりますものでございます。

以上で秘書課所管の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

広報広聴課長 広報広聴課所管の決算の概要につきまして、19年度と違う点を中心にご説明申し上げます。

広報広聴課所管の歳入につきましては4件ございまして、総額で355万8,000円です。

歳入の1件目は、お手元の決算事項別明細書の57ページの款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金のうち備考欄中段の13株式会社テレビ埼玉株主出資配当金の4万4,000円でございます。テレビ埼玉からは、8年ぶりの配当となります。

そして、2件目がその下の16入間ケーブルテレビ株主出資配当金18万円でございます。入間ケーブルテレビは、平成12年度から9期連続の同額の配当金となりました。

続きまして、71ページをごらんいただきたいと思います。款21諸収入、項5、目1雑入のうち、備考欄の上から2つ目にあります54水道企業会計ホームページ管理負担金50万4,000円です。これは、平成19年度から平成24年度のホームページ再構築費用のうち水道企業会計分として負担していただく金額です。

続きまして、同じく雑入で73ページの備考欄中段の83にあります有料広告掲載料288万1,000円のうち283万円が広報広聴額です。有料広告の内訳につきましては、市公式ホームページのバナー広告料と「広報いるま」の広告掲載料の合計です。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。広報広聴課所管につきましては、決算事項別明細書の84ページ下段から87ページ上段の広報広聴費でございます。歳出の予算現額6,264万5,000円に対しまして、支出済額は6,216万7,112円です。99.24パーセントの執行率となりました。前年度決算対比で398万5,795円の減額、率にして6.0パーセントの減です。

広報広聴費につきましては、市民憲章推進費、広報費、広聴費、平和都市宣言推進啓発費の4つの大事業で構成されております。

市民憲章推進費では、実践活動を通して入間市民憲章の普及推進に功績のありました7人の方を表彰しました。

広報費は、6つの中事業があります。広報発行費2,374万1,581円につきましては、前年度対比で407万1,078円の減額、率にして14.6パーセントの減額となりました。減額の主な理由は、「広報いるま」の契約ページ単価が下がったことによるものでございます。

ホームページ再構築事業につきましては、入間市公式ホームページ再構築基本計画に基づきまして、平成19年度に引き続き市公式ホームページの再構築として、アクセシビリティ対応ソフトの導入、市公式モバイルサイトの再構築、ホームページ管理システムの研修等を実施しました。

広聴費の市民意識調査費委託164万1,975円は、3年に1度定期的に実施しています市政全般にわたる市民意識調査につきまして、第9回目となる調査を実施しました。調査対象は20歳以上の市民から無作為で2,000人抽出し、郵送方式による回収率は61.7パーセントでございました。

平和都市宣言推進啓発におきましては、平和都市宣言の趣旨に基づきまして平和祈念資料展、平和バスツアー、広島市平和祈念式典への市民派遣事業、平和ポスターコンクール等を継続して実施しました。また、新規事業といたしまして、平和を願う講演会を実施しました。

なお、当初予算で市民便利帳作成費を計上しましたが、最終補正で全額減額しました。これは、民間企業と協働で作成する配布する協定を締結し、事業費は有料広告等で賄い、7万部の市民便

利帳「いるまにあ」を作成し、配布することになったためでございます。

以上が広報広聴課の決算概要でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

企画課長 次に、企画課所管のものについてご説明をさせていただきます。

まず、歳入についてでございますが、決算事項別明細書の34から35ページ、上段でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、備考欄7の地域活性化・生活対策臨時交付金750万円についてでございます。これは、国の平成20年度第2次補正予算に伴う生活対策地域活性化に資するための交付金であります。当市は、プレミアム商品券補助事業は6事業を選定いたしまして、補正予算として7,505万7,000円を計上いたしました。決算額につきましては、補正時期が年度終盤であったため、平成20年度内執行业務分を収入決算したものでございます。内容は、みどりの課のみどりの基金に積み立てたもので、これに関しましては、平成21年度に一般会計に繰り戻し事業を執行させていただいております。

同じく備考欄の9、定額給付金給付事務費補助金553万6,000円についてであります。これも国の第2次補正予算として措置された定額給付金給付事業、この事務費といたしまして9,928万7,000円を補正計上させていただきました。このうち、年度内執行业務分のみを収入決算をさせていただいたものでございます。

なお、この定額給付金給付事業につきましては、企画課所管事

業として事業執行させていただいております。

歳出の98から99ページ、款2総務費、項1総務管理費、目21定額給付金費として、4月から開始されます定額給付金給付事業の準備事務費として執行させていただきました。

再度歳入に戻り大変恐縮でございますが、事項別明細書の38から39ページ、中段になります。目10特定防衛施設周辺整備調整交付金6,282万3,000円については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条、これにより交付されるもので、前年度に引き続きまして加治丘陵里山計画に基づく自然体験区域保全用地として1万6,559平方メートルの取得に充当させていただきました。

同じく42から43ページ、中段となります。款16県支出金、項1県負担金、目10埼玉県分権推進交付金1,691万7,000円についてでございます。これは埼玉県分権推進交付金交付要綱によりまして、県より権限移譲を受けた事務の事務処理に要する経費の一部として交付をされているものであります。20年度までに59事務について移譲を受けております。

次に、歳出に移ります。88から89ページ、下段になります。款2総務費、項1総務管理費、目8企画費、備考欄大事業の男女共同参画推進費1,517万1,612円については、男女共同参画センターを拠点とした男女共同参画プランに基づく参画支援と、啓発事業を中心とした事業を実施させていただきました。中でも男女共同参画都市宣言5周年を記念した講演会では、宣言都市の周知とと

もに意識啓発がさらに図れたものと認識しております。

以上で企画課概要、主なものについて説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。

財政課長 財政課所管の概要をご説明いたします。

最初に、平成20年度普通会計の決算状況について、お手元の決算報告書、オレンジ色の冊子になりますが、4ページから5ページをお開きいただきたいと思います。

市の財政の全体的な視点から財政指数の推移についてご説明させていただきます。

初めに、4ページ上段で表の一番右側になりますが、財政基盤の強さを示す財政力指数は1.025で、前年度対比0.018ポイント上昇しております。

次に、5ページの公債費が財政構造の弾力性にどの程度影響を及ぼしているかを見る公債費負担比率は13.8パーセントと、前年度対比0.2ポイント改善いたしました。

また、地方債発行規模の妥当性を判断するための指標であります公債費比率も11.2パーセントと、前年度対比0.3ポイント改善いたしております。

次に、財政構造の弾力性を見る経常収支比率ですが、93パーセントと前年度対比2.5ポイント上昇しております。上昇した要因ではありますが、毎年度総務省によって行われている決算統計における繰出金について、従来臨時的な繰出金か、経常的な繰出金か、その分類は明確ではありませんでした。20年度の決算から、総務

省よりルールが明確に定められたことから、経常的な繰出金として分類する額が増額したことによるものであります。

なお、決算統計におけるこの繰出金について、制度改正を考慮せず、かつ臨時・経常の区分も19年度と同様の考え方で積算した場合、経常収支比率は90.2パーセントとなることを申し添えさせていただきます。

いずれにいたしましても、厳しい状況であると認識しております。今後とも行政改革長期プラン前期実行計画を着実に推進し、改善に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、7ページの財政調整基金現在高であります。平成20年度末で11億5,000万円程度となっております。今後の市の財政運営を考えますと、引き続き収納率の向上と経常経費を中心に削減に努め、住民福祉の向上とのバランスを図りながら財政運営に当たることが重要と考えております。

それでは、財政課所管の主な決算内容についてご説明申し上げます。

初めに、歳入について決算書の歳入決算事項別明細書の14から15ページ、款2 地方譲与税のうち項1 目1 自動車重量譲与税は、決算額2億8,903万9,000円、予算対比の収納率は101.8パーセントであります。前年度対比では514万6,000円、率で1.7パーセントの減となりました。これは検査対象自動車の減に伴い、自動車重量税収入が減少したことが要因と考えております。

また、項2 目1 地方道路譲与税ですが、決算額は9,288万円、

予算対比の収納率は97.8パーセントであります。前年度対比875万4,000円、率で8.6パーセントの減となりました。これは昨年5月から10月にかけてガソリン価格が高騰したことによる買い控えが要因と考えております。

この結果、地方譲与税全体では3億8,191万9,000円、100.8パーセントの収納率となりました。前年度対比では1,390万円、率で3.5パーセントの減となりました。

次に、款3 利子割交付金ですが、決算額は8,828万2,000円、予算対比の収納率は98.1パーセントであります。前年度対比201万2,000円、率で2.2パーセントの減となりました。これは、年度後半において預け入れ利率が下がったことにより利子割税が減収したことが要因と考えております。

次に、14から17ページにかけての款4 配当割交付金は、決算額3,485万3,000円、予算対比の収納率は116.2パーセントであります。前年度対比5,973万8,000円、率で63.2パーセントの減となりました。これは、景気悪化による企業収益の減少により上場株式の配当等の支払いが減少したことが要因と考えております。

次に、款5 株式等譲渡所得割交付金は、決算額1,203万1,000円、予算対比の収納率は35.4パーセントであります。前年度対比4,109万2,000円、率で77.4パーセントの減となりました。これも同様、景気の悪化により上場株式等の譲渡による譲渡益等が減少したことが要因と考えております。

次に、款6 地方消費税交付金は、決算額11億4,576万円、予算

対比の収納率は105.6パーセントであります。前年度対比5,825万円、率で4.8パーセントの減となりました。減となった要因は、昨年秋以降景気が急激に悪化するとともに雇用情勢も急速に悪化したことにより、消費の伸びが鈍化したことによるものと考えております。

次に、款7ゴルフ場利用税交付金は、決算額5,623万3,087円、予算対比の収納率は102.2パーセントであります。前年度対比555万7,469円、率にして9パーセントの減となりました。これは、市内のゴルフ場の利用者が少なかったことによるものであります。

次に、款8自動車取得税交付金は、決算額2億6,474万1,000円、予算対比の収納率は109.4パーセントであります。前年度対比2,730万9,000円、率にして9.4パーセントの減となりました。この減額の要因は、景気及び雇用情勢の悪化により自動車の買い控え等が進んだことによるものと考えております。

次に、18から19ページ、款9国有提供施設等所在市町村助成交付金は、一般に基地交付金と呼ばれているもので、決算額は5,989万7,000円、前年度対比120万7,000円、率にして2.1パーセントの増となりました。この要因は、交付金積算上の土地資産価格が増加したことによるものと考えられます。

次に、款10地方特例交付金のうち項1目1地方特例交付金は、決算額2億4,825万8,000円、前年度対比1億8,362万8,000円、率で284.1パーセントと大幅な増となりました。これは、児童手当

拡大分の補てん財源である児童手当特例交付金に加え、新たに住宅ローン減税の補てん財源として減収補てん特例交付金が創設されたことによるものであります。

次に、項2目1特別交付金は、減税補てん特例交付金の廃止に伴う激変緩和措置として19年度に創設されたもので、決算額は前年度と同額の6,380万9,000円であります。

また、項3目1地方税等減収補てん臨時交付金は、道路特定財源の暫定税率失効期間中であった平成20年4月分に対し地方公共団体の減収分を補てんするため、平成20年度限りの交付金として創設されたもので、決算額は948万円であります。この結果、地方特例交付金全体では、決算額3億2,154万7,000円で、前年度比では1億9,310万8,000円、率で150.3パーセントと大幅な増となりました。

次に、20から21ページ、款11地方交付税は、普通交付税が引き続き不交付となりましたので特別交付税のみで、決算額は2億3,507万7,000円となり、予算対比の収納率は113パーセント、前年度対比では287万9,000円、率にして1.2パーセントの増となりました。

次に、款12交通安全対策特別交付金は、決算額2,418万4,000円、予算対比の収納率は107.5パーセントであります。前年度対比347万1,000円、率にして12.6パーセントの減となりました。本交付金は、過去2年間の市内の人身事故発生件数の平均、人口集中地区人口等をもとに交付されております。平成20年度の算定に用

いる事故件数は904件で、前年度と比較しますと9.5パーセント減少しており、減額要因の一つと考えております。

次に、ページが少し飛びますが、54から57ページにかけて、款17財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当のうち、財政調整基金利子収入、公共施設整備基金利子収入及び土地開発基金利子収入は、それぞれ各基金の運用利子収入であります。

次に、58から59ページ、款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、当初予算で11億2,000万円を計上し、年度中の各補正において歳入歳出を精査するとともに、後年度の財政運営を考慮し基金への繰り戻しに努めましたが、最終的に6億2,132万9,000円の繰り入れとなったものであります。

次に、60から61ページの款20繰越金は、当初予算で5億5,000万円を計上しましたが、繰越金決算額の確定及び繰越明許費等の前年度繰り入れ財源を加え、決算額は10億508万2,566円となりました。

次に、款21諸収入、項3収益事業収入、目1競艇事業収入につきましては、組合からの配分予定通知により当初予算で5,000万円を計上いたしましたが、組合の経費節減等の効果により、前年度より2,000万円増の7,000万円となりました。

歳入の最後になりますが、74から79ページにかけての款22項1市債ですが、当初予算で20億1,324万6,000円を計上いたしましたが、事業費及び繰り越し事業の確定並びに前年度からの繰越分を含め、決算額は22億9,202万9,000円となりました。

以上で歳入の説明を終わりとさせていただきます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

初めに、86から87ページの款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費ですが、予算編成、交付税事務及び市債の借り入れ事務に係る経費並びに地方公営企業等金融機構への出資金などで、決算額は750万654円であります。

次に、88から89ページの日6財政調整基金費は、基金運用による利子等を積み立てたものであります。

少しページが飛びますが、190から191ページの款11項1公債費、目1元金ですが、償還計画に基づき償還をしております。決算額は33億9,932万1,574円で、前年度対比6,351万6,708円、率にして1.9パーセントの増となりました。これは、据え置き期間が過ぎ、償還開始となったものなどによるものであります。

次に、目2利子は、決算額5億5,944万6,311円で、前年度対比6,585万4,431円、率にして10.5パーセントの減となりました。減額の要因は、高金利の市債の償還完了と、低金利の市債の借り入れによるものであります。

次に、款13予備費であります。補正予算額欄の164万6,000円の減額は、年度中の補正における調整額の累計であります。また、予備費支出及び流用増減欄の1,023万8,000円の減額は、緊急に対応する必要が生じた歳出に対し、予備費より充用したものであります。

続きまして、194ページの実質収支に関する調書ですが、一般

会計歳入総額355億7,144万1,000円から歳出総額346億1,330万5,000円を差し引いた形式収支は9億5,813万6,000円で、そこから翌年度へ繰り越すべき財源1億509万1,000円を差し引いた実質収支額は、8億5,304万5,000円の黒字決算となりました。

次に、364ページからの財産に関する調書の中で、366から367ページの(3)出資による権利の欄ですが、その最後に、先ほどご説明させていただきました地方公営企業等金融機構出資金を新たに計上させていただきました。

次に、375ページの4基金のうち(2)土地開発基金は、年度中に8万円の積み立てを行いましたので、年度末では土地が3万1,520.16平方メートル、預金が1,404万2,000円となりました。

次に、376ページの(7)財政調整基金は、年度中の増減は6億1,532万9,000円の減で、年度末残高は11億5,271万7,000円の残高となりました。

次に、377ページの(8)の公共施設整備基金は8万円の積み立てを行い、年度末残高は362万1,000円となりました。

以上で財政課所管の主な決算内容の説明を終わりとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

参事兼職員課長 それでは、職員課所管の決算の概要につきまして、歳入歳出決算書に基づきましてご説明申し上げます。

歳入でございますけれども、職員課所管の歳入につきましては、雑入のみ10件でございます。そのうち主なものを申し上げます。

決算書65ページをごらんいただきたいと思います。款21諸収入、

項5、目1、節4雑入、備考欄でございますけれども、2雇用保険料被保険者負担金651万8,200円、これは雇用保険の個人負担分でございます。

73ページ、80埼玉県後期高齢者医療広域連合派遣職員給与費負担金811万770円、同じところでございますけれども、81彩の国さいたま人づくり広域連合派遣職員給与費負担金752万1,249円、これは派遣している職員の給与費でございます。

それから、75ページ、99その他でございますけれども、この中に代用診査手数料が含まれてございます。これは個人が保険に加入する場合の健康診断ですけれども、市が実施している健康診断を代用するというものの手数料でございます。

続きまして、歳出でございます。決算書80、81ページをごらんいただきたいと思っております。ページ下段、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち職員課所管分でございますけれども、予算額22億4,021万7,000円に対しまして決算額22億2,870万5,091円で、執行率は99.49パーセントとなっております。

事業の内訳といたしまして、大事業別に、職員給与費の決算額が22億3,914万2,759円でありまして、これは特別職給与費2人分、一般職員給与費129人分、再任用フルタイム職員給与2人分、再任用短期間職員給与12人分、嘱託給与29人分の人件費でございます。

なお、特別職の給与につきましては、厳しい財政状況を考慮しまして、市長15パーセント、副市長12パーセントの減額措置を講

じております。参考に申し上げますけれども、教育長におきましても10パーセントの減額措置を講じております。また、一般職につきましても、課長職以上の管理職を対象に管理職手当を、部長相当職が7万円を6万3,000円に、次長相当職が5万7,000円を5万3,000円に、課長相当職が5万3,000円を5万円に減額する措置を講じております。この措置は、平成12年度から実施しているものでございます。

次に、大事業といたしまして、83ページをごらんいただきたいと思っております。下段にあります人事管理費でございますけれども、決算額が5,485万2,783円、このうち中事業の試験等委託料300万8,209円につきましては、主査試験及び管理職試験の昇任試験の委託料と、それから職員採用試験の委託料ということでございます。職員採用試験につきましては、平成14年度から平成18年度まで5年間一般の事務職を採用してこなかったということもございまして、受験の年齢要件を満30歳まで引き上げまして実施しております。なお、平成20年度は、事務職、建築、化学でございますけれども、あと管理栄養士、保健師、保育士、消防士の募集をいたしました。

続きまして、85ページ、同じく中事業、パート職員関係費4,873万504円につきましては、職員の出産休暇、育児休業、病気休暇、欠員等に対応するためにパート職員を採用しております。その賃金等でございます。

次に、大事業、職員研修費352万4,222円のうち中事業、職員研

修事業費は、職員の一般研修、派遣研修等を実施したものでございます。特に平成20年度におきましては、当初に入間市人材育成基本方針が策定されまして、その基本方針に基づきまして職員研修を実施しております。

次に、大事業、福利厚生費2,329万9,829円です。このうち小事業、職員福利厚生費補助金1,449万7,432円につきましては、職員の予防検診助成、これは人間ドックの補助でございます。830万6,265円、職員福利厚生事業助成金619万1,167円を補助いたしました。

同じく小事業、福利厚生事業費301万7,808円につきましては、産業医の賃金ほか心の健康相談等の職員の福利厚生事業に要した費用でございます。

以上が職員課所管の事業でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

まず、歳入の款2 地方譲与税、款3 利子割交付金、款4 配当割交付金、款5 株式等譲渡所得割交付金、款6 地方消費税交付金、款7 ゴルフ場利用税交付金、款8 自動車取得税交付金、款9 国有

提供施設等所在市町村助成交付金、款10地方特例交付金、款11地方交付税、款12交通安全対策特別交付金について質疑を願います。

堤委員　今の各種の交付金のほとんどが減額、一部増額の分もありますけれども、これは地方財政計画に基づいて積算されていると思うのですけれども、特に世界経済の不況のあおりがもろに減額に出ているというそういう説明がありましたけれども、この不足分というのはどういう形で補っていたのですか。

財政課長　ただいまの財政課所管の各種交付金の状況なのですが、確かに配当割あるいは株式等譲渡所得割等あるいは地方消費税、減額にはなっておるのですが、予算対比でいきますと、最終補正後の予算との対比しますと、逆に増となっている部分との相殺で約9,700万円ほど増額になっております。ですから、款2から款12までの交付金の中で増減があって、最終的にトータルするとプラスであったという決算の状況になっております。

堤委員　そのプラスになった要因というのは、どこが引っ張ってくれたのですか。

財政課長　先ほどの説明の中でありました地方特例交付金、このところが新たに創設されました住宅ローン減税等の部分、あるいは年度中の暫定税率の執行部分も補てんをしていただきましたので、その部分での増額が大きかったものですから、トータル的に増額となったものであります。

委員長　ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2 地方譲与税、款3 利子割交付金、款4 配当割交付金、款5 株式等譲渡所得割交付金、款6 地方消費税交付金、款7 ゴルフ場利用税交付金、款8 自動車取得税交付金、款9 国有提供施設等所在市町村助成交付金、款10 地方特例交付金、款11 地方交付税、款12 交通安全対策特別交付金についての質疑を終結いたします。

次に、款15 国庫支出金のうち企画部所管のもの、款16 県支出金のうち企画部所管のものについての質疑を願います。

堤委員 地方分権によって県から事務移譲を受けていますけれども、先ほどの説明ですと59事業ですか、これについては、例えば入間市が事務を受けて執行したその経費と、県から支出を受けた事業費は、これは比較するとどういう増減になるのでしょうか。

企画課長 これに関しましては、詳細な比較を実はできないような状況でございまして、と申し上げますと、この分権交付金につきましては、算出の仕方が均等割と客観的指標割と経営事務平等割と、そういうような計算方式になっております。したがって、具体的には県の処理経費が基準、それはその中で1割程度でございまして。それが均等割。そのほかの9割程度が客観的な指標割ということで、非常にわかりにくいといえますか、移譲事務の処理に必要な経費の内容、人口・面積、それらに基づいて出されている内容のものでして、単純に市の経費としての比較がちょっと難しい状況になっております。

以上でございまして。

堤委員　　そうではなくて、例えば事務を受けて入間市が執行しますね。
それにかかる要するに職員の人件費に換算してどの程度の事業費
ベースが出てくるのかというそれはわかりますよね。

企画課長　移譲されております個々の経費ごとの内訳そのものは出ており
ます。そこまでという状況でございます。例えば、屋外広告物の
簡易除去事務というものが移譲されておりますけれども、これは
今回の交付金の中では256万7,000円というような内容になってい
ると。そういう算出の仕方になっております。

堤委員　　単純な比較で、例えば59事業を入間市が受けて執行しました。
それにかかるトータル的な費用は例えば幾らですと数字出ますよ
ね。その事務を受けるに当たって県からどのくらいのお金が来て
いるのかという。その単純比較できますよね。

企画課長　この交付金につきましては、人件費分そのものが見込まれてお
りませんで、事務的な経費そのものというような意味合いになっ
ております。ですので、単純な比較が現状ではできないというそ
ういう状況でございます。

堤委員　　本来分権の趣旨というのは、地方でできることは地方でという。
その問題点として、その財源が保証されるかということが一番大
きな問題になっているわけです。例えば、人件費ですから、その
ことだけに人手がかかったために余分に人件費がかかるというこ
とではないのだけれども、でもその事業を執行するからにはほか
のことができないわけですね。それが、極端な言い方をすると、
残業につながったりとか、時間外の勤務につながったりとか、そ

うということがもし出てくればこれは本末転倒な話であって、事務を受けるからには、それを執行するに見合う予算の裏づけがなければ、ただ事務だけがかかるので負担だけが大きくなると。住民にとってみれば、身近なところからそういう窓口に近くなるということだから非常に結構なことなのだけれども、事務処理からすれば負担がふえるということになればこれは本末転倒なので、そういうものがもし明確になれば、これはもう県や国に対してその辺の改善を要望するという行動もやっぱり必要になってくるのではないかと思うのですけれども、その辺見解をお願いします。

企画課長 ご指摘のとおりでございます。やはり事務を受ける場合には、それなりの経費が発生いたします。したがって、今後そういったところは十分要望等の中に入れていきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款15国庫支出金のうち企画部所管のもの、款16県支出金のうち企画部所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、款17財産収入のうち企画部所管のもの、款18寄附金のうち企画部所管のもの、款19繰入金のうち企画部所管のもの、款20繰越金について質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款17財産収入のうち企画部所管のもの、款18寄附金

のうち企画部所管のもの、款19繰入金のうち企画部所管のもの、
款20繰越金についての質疑を終結いたします。

次に、款21諸収入のうち企画部所管のもの、款22市債について
質疑を願います。

宮岡幸江委員 款22市債についてなのですが、報告書の30ページの②の個
別明細表の中で借り入れ先が一番右側に書いてあると思うのです
けれども、この借り入れ先の件なのですが、平成17年度あたりは
埼玉信金とか、日本郵政とか、いるま野農協とか、そういうところ
が相手先だったと思うのですが、今回ここにあるのはすべて銀行
関係ですよ。それについて説明願いたいのですけれども。

財政課長 借り入れ先につきましては、今委員さんご質問の市内の金融機
関等に借り入れる場合は、縁故債という形でまず借り入れ先が指
定されます。その指定されたものを、市債につきましては、利率
の見積もり合わせ等を行いまして、一番有利なものに借り入れを
基本的に行っているという状況であります。

したがいまして、ここに計上させていただいている金融機関が
その時点で一番有利な利率を提示していただいたということでご
理解いただきたいと思えます。

宮岡幸江委員 ということは、これは武蔵野銀行、埼玉りそなですよ、
ここに書かれているのが。

財政課長 はい。

宮岡幸江委員 その間の例えば農協さんとかそういうところは高かったと
いうことですか。

財政課長 そのとおりであります。

吉澤委員 報告書の7ページに関連してなのですが、臨時財政対策債の発行が、15年度をピークに減っていますけれども、減収補てん債も20年度でなくなったということですが、特例地方債の残高は、普通建設地方債が減る中でそれを上回って今154億円という状況になっています。これが国の政策によってつくられた借金ということで、しかも入間市は不交付団体になってしまったわけですが、これだけ特例地方債がふえたことによる市政運営とか市財政への影響というのはどのようになっているのでしょうか。

財政課長 今ご指摘いただきました特例地方債の残高、市債残高の半分以上を占めるという形で、この辺については、臨時財政対策債についてお話しさせていただきますと、普通交付税算定の際の現金での交付ができない分、国は一般会計から特別会計へ繰り入れる、その残り半分は各地方公共団体で起債を起こしてくれというのが国のほうの政策でありました。かつその後年度の元利償還相当額は交付税で算定するというお約束だったのですが、ご存じのように18年度から不交付団体になったということで、その分も基準財政需要額には算定はされてはいるのですが、金額的に来てないということで、私どものほうも本来この部分については別の扱いでの何らかの手当てをしてほしいということは国に対しても要望しております。

今委員さんご指摘の財政運営につきましては、先ほど若干公債

比率、公債費負担比率等でご説明させていただいておりますように、あとこの決算とは別の財政健全化のほうの実質公債比率等の比率も適正であるということから、今の時点では特に大きな支障とはなっておらないのですが、先ほど申し上げましたように、本来需要額の一部として国が定めている金額ですので、何らかの手当てを今後していただきたいと引き続き要望させていただくとともに、参考ですが、21年度が今の法的な期限になっておりますので、また22年度以降どのような政策になるか、今注視しているところであります。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ、款21諸収入のうち企画部所管のもの、款22市債についての質疑を終結いたします。

次に、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち企画部所管のもの、目2広報広聴費、目3財政管理費、目6財政調整基金費、目7公共施設整備基金費、目8企画費、目10基地対策費、目21定額給付金費について質疑を願います。

吉澤委員 では、最初に決算書の83ページで市長交際費についてですけれども、平成20年度も前年度に比べて減額されて、この間も金額も減って、内容もほとんどおまつりでは清酒を持っていくという形で変わってきていますけれども、20年度は何か変更などはあったでしょうか。

秘書課長 20年度につきましては、基本的な見直しというものはなかったのですが、昨年度はちょうど市長選挙ございました。その関係で、今ちょっとご発言がございましたけれども、夏まつりに対する清酒の寸志としての持参ですけれども、こちらまた誤解のないようにということで自粛をさせていただいております。その分件数が減少しております。

以上でございます。

吉澤委員 昨年度は特に市長選挙もあるということで気をつけて用途を明確にしたということなのですけれども、この間もこの問題について基本的には公職選挙法に触れないという見解だったと思うのですが、市長の意向という部分ではどうなっているのでしょうか。

秘書課長 こちら交際費の関係でただいま清酒の関係についてちょっと話をさせていただきたいと思うのですが、まず20年度につきましては、選挙の関係もあってということでお話をさせていただきました。実は今年度21年度につきましても、自治会主催の夏まつり等に対しましては、清酒の持参を取りやめております。これまた市長の判断なのですが、そもそも寸志としての清酒の持参なのですが、たしか17年度からだったと思いますけれども、これは3,000円というお金を持っていったのですが、交際費の削減という観点から清酒に切りかえたところでございます。こちら2年ほどさせていただいたときに、またこちらについても委員会等で話題になったのですが、受け取る側の反応と言ったら何なのですけれども、どういった反応があるかということです。正直に申し上げました

らば、お酒までお持ちいただかなくてもいいよと、そういった反応があるかどうかということで、一、二年様子を見て今後検討していきたいというお答えをさせていただいた時期もございました。たまたま去年は選挙の年ということになりまして、自粛をしたわけでございますけれども、その間、こちらからお持ちをしなくても、特に先方から要求をされるということはもちろんございませんし、またこちらからもそのような雰囲気を見ておりまして、特に失礼はないのかなというようなことで、またこれは特にアンケートをとったというわけでもございませんけれども、清酒につきましては夏まつりにつきましては持参をしないということで、今年度から始めさせていただいております。

吉澤委員 はい、わかりました。

次に、85ページで広報広聴費にかかわることなのですが、市報で市民団体の行事、催しなどを載せていると思うのですが、これはどういう基準で掲載の可否を決めているのか、どこで決定しているのか、お聞かせください。

広報広聴課長 市民ひろばの関係だと思うのですが、これにつきましては掲載基準を設けまして、それに基づき特定の宗教関係とか、特定の政治関係とか、そういったもの、あるいは個人の営利に関係ないものですよということを署名していただきまして、その月の応募状況により振り分けまして、なるべく載せるような形で掲載しております。

吉澤委員 この基準というのは、以前からあったものでしょうか。

広報広聴課長 もともとはなかったのですけれども、平成19年の7月に基準を設けまして、これはホームページ上でも公開しておりますので、そのような形でやっています。

また、ちょっと申しおくれましたけれども、同じ内容のものが何回も載らないようにということで、半年に1回ぐらい。基本的にはサークルの募集とかサークルのイベントが中心になっているのですけれども、同じような記事は続けては載せませんよ、半年に1回程度ですよというような制限を設けています。

以上です。

吉澤委員 ちょっと具体的な話になるのですけれども、毎年市内の労働組合を中心に取組まれている母親大会というのがあるのですが、19年度までは載せてもらっていたのですけれども、20年度は載せてもらえなかったということで話を聞いているのですけれども、こちら辺について何かその基準において満たせなかったから載せなかったということなののでしょうか。何か理由があればお聞かせください。

広報広聴課長 それまでは特に掲載基準なかったのですけれども、20年につきましては、特定の政治団体を支持するような、連想させるのではないかとということで掲載をしなかったというふうに。

以上でございます。

吉澤委員 特定の政治団体というのは、例えばどこのことなののでしょうか。

広報広聴課長 あくまで政治的に中立ということで広報紙に載せていますので、その辺で若干特定の政党の支持の方が中心になって活動と

というような、特に連想させたものについては掲載しませんでした。

以上です。

吉澤委員 連想は勝手にするのだと思うのですけれども、何かはっきり根拠なり、そういうものがあつたのかどうかですよね、連想させるような根拠が。その点はどうなのでしょう。

広報広聴課長 特定の政党の機関誌等でPRしているようなことで判断したと思います。

吉澤委員 特定の機関誌というのは、何でしょうか。

広報広聴課長 例えば、民主いるまとかそういった会報とか、あるいは特定の政党のホームページのほうでPRするとか、参加している議員の方が特定の方とか、そういった面のことからある程度特定の政党を支持している活動ではないかというふうに判断したと思います。

以上です。

吉澤委員 特定の、例えば議員が参加しているからといってそれが政治団体に直接その活動がつながっているとは限りませんよね。あるいはその政治団体の党員である人が何か活動したからといって、直接その政治団体につながるわけではないですよ。

広報広聴課長 確かにそのとおりだと思います。直接どここの政党ということは特にないと思います。

吉澤委員 私も議員ですので、例えば私が参加したら、その活動が勝手には共産党の活動につながるのかといたら、そうではないですよ。逆に議員の活動、どうしたらいいのだろうかとか、私の個人

的な活動も制限されてしまうわけで、ちょっとその点をこの判断基準というのは私は違うのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

企画部長 お答え申し上げます。私ども申請をいただいて広報紙に掲載させていただくかどうかという部分で説明が若干不足をしていた部分があるかと思しますので、改めてお答え申し上げます。

あくまでも広報紙でPRをさせていただくということは、基本的に公平な立場で掲載をさせていただくと、こういったことから判断をさせていただいて、先ほど課長が申し上げましたように、平成19年7月に基本的な判断基準は設けさせていただいたわけです。

といった中で、今回ご指摘をいただいた部分につきましては、掲載の申し込みがあった時点で、申請書をいただいた時点でヒアリングをさせていただいて、そういった中である特定の団体に偏った考え方、大変失礼な言い方ですけども、考え方があったという判断を現場サイドでいたしたところから、こういったお断りをさせていただいたというようなことに結果的になろうかと思えます。今後ともこういったところにはあくまでも基本的には公平な立場で接していきたいと、このように判断をさせていただきますので、どうぞよろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

吉澤委員 考え方が偏りがあるとか、そこら辺はどういうふうに何を基準にしてというのもあると思うのですけれども、余り思い込みで政

治団体とつながっているという判断はいかがなものかと思imasuので、その点については今後も留意してお願いしたいと思imasu。

その点については以上です。続いてよろしいでしょうか。

基地対策費に関連してといいましょうか、直接関連しないかと思uるのですけれども、昨年入間基地に自衛隊病院ができるというような話で、新聞報道でありましたけれども、その後これについて何か具体的に防衛省のほうから打診なり、相談なりあったでしようか。

企画課長 具体的な打診等はございません。

吉澤委員 はい、わかりました。

続いて、行財政改革の前期実行計画についてなのですけれども、その中の職員管理について、職員が21年4月の時点で1,039人ということで、目標に掲げている22年4月までの1,055人を既に達成したということなのですけれども、これを単純に成果として喜んでいいものなのかどうかというところもあると思uのですが、こうした結果についてどのようにとらえているのか、お聞かせください。

参事兼職員課長 ただいまの件でございますけれども、実数が1,039人ということで、目標値を下回っておるわけですが、この件につきましては、実際事務事業からすると1,055人必要だということに少ないわけですから、当然職員に負担も行くわけでございますけれども、それにつきましてはパート職員で対応するという考えで実施しております。

以上です。

吉澤委員 パート職員で対応ということなのですからけれども、例えば正規の方、1日8時間勤務だった場合に、パートさんというのはどういう形でそれに対応するのでしょうか。例えば、1人配置するとか、何時間勤務とか。

参事兼職員課長 パート職員につきましては、いろいろなパターンがあるわけですが、パート職員ですからフルタイムで働くということはありませんで、例えば午前中4時間働いて、午後4時間働いてとかというパターンで1日フルの仕事をしていただくパターンもありますし、1日5時間あるいは6時間という形で働いていただく。

いずれにしても、正職員でございませぬので、正職員への負担というのは当然出てくるというふうに考えておきまして、この定数の1,055人という人数ですけれども、なるべくこれに近づけるような採用と申しますか、そういうものは図っていきたくと申しておきます。

吉澤委員 わかりました。先ほども説明ありましたが、18年まで新規採用を見合わせて19年以降新規の採用ということで行われていますけれども、19年と20年、新規の採用で事務職、それからその他の専門関係、技術職、何人採用したのか報告ください。

参事兼職員課長 19年度につきましては20人で、20年度につきましては24人ということでございます。

吉澤委員 全部……。

参事兼職員課長 全部ででございます。

吉澤委員 今後の採用の見通しというのはどうなっているのでしょうか。

参事兼職員課長 ことしも採用の募集をかけておりまして、逐次採用していく予定でございます。ことし、事務職につきましては、20人前後という形で募集をかけております。また、障害者の関係につきましても、去年も採用いたしまして、ことしも採用を予定しております。それから、化学職、土木、電気、保育士、消防士等の募集をかけております。ただ、募集をしておりましても、結局受験をされる方の資質等もございまして、必ずしも募集したものが採用できるとは限らないということもございまして、その辺につきましましてはなるべく予定人数を採用したいと思っておりますけれども、ただそれが十分できないということもございます。

吉澤委員 はい、わかりました。

次に、実行計画の中身についてなのですが、滞納者サービスの制限ということで検討されているかと思うのですが、具体的に今その内容について教えてください。

企画部次長兼副参事 いろいろ私ども以前から研究しておりまして、具体的に条例とか要綱等で規制しているところも幾つかあると思います。ただ、我々の考えとしましては、例えば最近幾つかの要綱で補助金の申請、例えば通常に生活ができていて何か特別にやろうといったときの補助金の申請については、納税を確認、滞納がないということを条件に補助金を申請を受けて支出すると、そういった形のは要綱で条文が入ったものはあります。現在のところは、

そういった、例えば滞納しているから、本当に必要なことを申請に来たらだめだとか、そういったことは一切考えるつもりはありませんので、通常的生活をしていて、自分で個人的にプラスアルファでということである場合は、納税の確認をさせていただいて、納税が確認できた時点で補助金を受け付けるような要綱を制定したいと、現在のところはそういった段階でございます。

委員長　ほかにありませんか。

堤委員　広報広聴費の関係で、ホームページの再構築ですけれども、大きく変わったところと、再構築はいつ終わったのですか。

広報広聴課長　再構築によりましてどのように変わったかということでございますけれども、平成19年度に続きまして平成20年度につきましては、19年度末に全面リニューアルしたわけですが、これによりまして同じデザイン、同じナビゲーションで統一的なものでページを作成するという体制が整いました。

2点目につきましては、さらに使い勝手ということで、アクセシビリティ対応ソフトということで、具体的には文字の拡大とか、音声読み上げ、自動読み仮名振り、あるいは色調コントラストなどの変更などの機能を備えたソフトを導入しまして、より幅広いユーザー、例えば弱視の方とか、目の見えない方とか、漢字の読めない方などの修正ができる環境も整ったと思います。

実際に再構築はいつかということでございますけれども、ホームページ本体の再構築は、先ほど申しましたように、平成20年の3月末に完成できるようにしましたけれども、その後更新の際の

再構築が、ただいま申しあげましたアクセシビリティ対応ソフトの導入などそういったものと、あと職員の研修もございまして、機能充実が主に完了したのは、平成20年8月末ごろだと思います。

以上でございます。

堤委員 内容の更新というのは、年間何回ぐらいやっているのですか。

広報広聴課長 これはもう毎日のように、毎日二、三十件ぐらい各担当課のほうで内容を更新しております。

堤委員 では具体的な話をしますと、市のホームページで、特に今雇用関係が非常に厳しい状況にありますので、就職相談ですとか、ハローワークの関係、非常にアクセスが多いと思うのですが、ここに狭山市高齢者職業相談室というのが、こういう項目があるのです。このタイトルだけ見ると、狭山市が設置している高齢者に対する職業相談というこういうイメージですよ。実際につないでみると、これは所沢ハローワークの出張所なのです。このハローワークの出張所に電話して内容を聞いてみますと、特に高齢者だけではありませんと、若い人の職業相談もやっていると、当然ハローワークの内容ですから。そうすると、なぜ入間市のホームページにこういうタイトルを載せるのだと。これは若い人は絶対つなぎませんよ。高齢者のための職業相談室といいますか。何でこういう形で掲載しているのですか。

広報広聴課長 今回再構築で各課が対応できる体制が整っていますので、各課には情報発信の利用ということで、もちろんCNSという機械の使い方もそうですけれども、情報発信の流れも含めた研修を

行っていて、それをどう生かすかというのは各課の対応ということで、今のお話の関係ですと、商工課のほうが積極的にそういう情報を発信することをやらしてもらわなければ困るのですけれども、その辺がちょっと温度差がありますので、今後の話も含めましてホームページの更新、あるいは新しいものの作成について積極的に行うような基本的な体制をやっていこうと思います。

以上です。

堤委員 一義的には、確かに商工課の情報をもって、それをホームページに載せているということなのでしょうけれども、そうではないのかな。

広報広聴課長 再構築の大きな柱が、各課で情報を発信、更新、作成できるということ。それまでは特定の課の、広報広聴課あるいは情報システム課のほうでホームページを作成できたのですけれども、CNSという機能が残っていますので、どの課でも同じように新しい情報にできるという体制整っていますので、その点広がっていますので、商工課でも十分作成できることであります。広報広聴課が商工課の記事をつくることはございませんで、担当課が自分でホームページを管理、更新というのが現状でございます。

堤委員 そうすると、市の公式ホームページの全体の責任というのはどこにあるのですか。

広報広聴課長 全体のデザインとか、レイアウトとか、そういったものにつきましても、広報広聴のほうで全体管理です。当然ホームページに関しましては、市民からこうしてほしい、ああしてほしいと

いう要望は、今までは市の代表メールで一括だったのですけれども、そういったことも各課のメールに直接行きますので、各課がそういった情報を、市民からの要望に対して答えることも十分可能ですし、あとは広報広聴課のほうでアクセス件数によりまして、全体的にこのアクセスは少ないがどうしたかとか、その辺を考えながらまた全体の構成等を定期的に変えると、そういったことは広報広聴のほうでやっています。

以上です。

塩屋委員 今の意味合いが伝わっていないみたいだから、暫時休憩して、ちょっと調整してしまったほうがいいのではない、聞きたいこと。一番全体の運営の問題でしょう、責任の問題。答えがちょっとずれている、問題と。

堤委員 そうすると、例えば商工課が内容を変えないと、広報広聴課何できませんと、こういうことなのですか。

広報広聴課長 担当課がその事業について一番精通しているはずですので、あるいは制度が変わったりとか、新しい制度のことは担当課でないとわからない部分でありますので、広報広聴課は全体のバランスとかそういったもの、新しいホームページの情報がありましたら全庁的に伝えますけれども、やはり新しい制度、そういったものについてはわかりませんので、広報紙の作成もそうなので、すけれども、担当課のほうで把握して、担当課のほうで情報発信することが基本となっています。

宮岡幸江委員 一般管理費について、職員課関係で何点かお聞きしたいと

思います。

一覧表の5番です。資料一覧表の5番目に各課の時間外勤務の状況が出ていまして、これの2ページ目の最後のほうに公民館関係が出ていますのでけれども、ここで扇町屋公民館が1人当たりが190時間、これ1人体制でやっているのかどうかということと、それから東金子公民館が1人185.5時間、久保稲荷が1人92時間、東町53時間、この各1人当たりの時間数が大分違うのですけれども、これについてどういう把握されているのか。

参事兼職員課長 公民館ですと、それぞれ事業等がありまして、公民館ごとの事業によるかと思えますけれども、このところ、公民館ですと、児童の宿泊学習というのですか、そういったものもありまして、公民館事業としては比較的時間がふえているようでございます。この表の人数というふうなところがございまして、ここがいわゆる時間外手当を受ける人の人数です。ですから、例えば今ご指摘の扇町屋公民館ですと、1人が時間外対象者ですから、1人が190時間やっていると。190時間といいましても、これ年間190時間ですから、月に割りますとどのぐらいだということになるわけですけれども、ほかの公民館につきましても、2人ですけれども、1人平均になっておりますので、この表ではそれぞれの何時間というのはちょっとつかめないのですけれども、1人平均でこのぐらいやっているというふうなことで、個別の公民館ごとの事業につきましても、私ども具体的には把握しておりませんが、こういった事業、公民館の考え方によりまして時間外の

増減というのはあるかと思えます。

以上です。

宮岡幸江委員 ということは、扇町屋公民館は、時間外がつかないような上級職というか、そういう人たちのほうが多いというか、配分的にはそうなっているということですか。

参事兼職員課長 公民館におきましては、主幹職を配置している公民館もございまして、この扇町屋公民館につきましては、主幹職が配置されております。通常館長と職員2人ということでそういった体制をとっておりまして、その職員2人の中で1人が主幹職でありますと時間外手当出ませんので対象者1人というふうになります。扇町屋公民館は主幹職がおりますので、職員としては2人おりますけれども、1人だけということになります。

宮岡幸江委員 ということは、ほかの公民館は、2人この時間外が出る対象者いますね。そうすると、そこはどういうふうになるわけですか。

参事兼職員課長 今ご説明しましたように、主幹職以上の配置はないということですよ。

宮岡幸江委員 そこはわかりました。

次に、決算書の82から83ページの昇任試験なのですが、これは男性と女性の割合ですか、人数がわかりましたら教えてください。

参事兼職員課長 男女比でございまして、昇任試験につきましては、管理職試験というのと主査試験というのがございます。管理職試験につきましては、対象者50人いたわけですが、申込者が

20人のございました。そのうち女性が2人ということになります。

それから、主査試験におきましては、受験対象者143人いたのですけれども、申込者が75人、そのうち女性が13人ということになります。

合格者というところを見ますと、管理職に合格した者は12名おりました、女性はそのうち1人と。それから、主査に合格しましたのが37名ございまして、そのうち女性が7名というような人数配分になっています。

宮岡幸江委員 次の職員研修にもちょっとかかわっていることなのですが、先ほども男女共同参画のほうでお話はありましたけれども、都市宣言して5年、センターもある入間市が、もっと女性に対する、研修もそうなのですけれども、職員課のほうでは男女共同参画について同じ部署の中であるわけですから、どういうふうな形で、こういう昇任試験にしても、対象者に対しての呼びかけとか、それから研修に対しての時間割合というか、どういうふうにございられるのかお聞きします。

参事兼職員課長 受験におきましては、女性の受験率というか、受験者というのは非常に少ないというのが現実でございます。ただ、我々もそういった女性の対象者には積極的に受験するように呼びかけたり、あるいは所属長を通じまして、無理やり受験させるわけにはいきませんが、チャンスなんだからぜひ受験してほしいというのは、我々直接言う場合もありますし、また所属長を通して受験を促すということは実際しております。

それで、研修等につきましても、女性、男性というふうな区別はございませんで、対象者といいますと、これは年齢と経験年数で対象者決まってくるし、あるいは階層別で主任研修ですとか、主査研修ですとかそういうのありますので、男女共同の女性対応ということでのことは特別はないのですけれども、ただそういった意識の改革、そういったことは積極的に進めるような形にしていきたいと思っています。

宮岡幸江委員 今の件なのですけれども、まだ特別に男女共同参画のほうの研修はするべきだと私は思っているのです。というのは、都市宣言している市ですし、そういうことについて、昇任試験にしても、それから研修にしても、かなりそれは力を入れてやらないと、なかなか女性の今までの体質の中で受けようと思ったりとか、それから女性も2番目にいる心地よさは十分わかっているはずですから、それを一歩前へ出てもらえるような体制づくりというのは、職員課のほうがあえてするべきだと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

参事兼職員課長 確かにそういった方針で市の政策も行っておりますので、先ほど申し上げましたように、意識を変える、あるいは意識だけではなくてそういった体制も整えるということで、研修等も積極的に男女共同参画というそういった考え方を定着するような配慮していきたいと考えております。

宮岡幸江委員 とともに、今男性の育児休業というのが職員ゼロですよ、今のところ。私からしたらば、周りの市町村になくても、なぜで

は都市宣言しているの、センターつくったのということも含め、もう5年もたちますから、そういう点では先ほど言ったようにあえて職員課のほうが一生懸命やる必要があると思っているのですが、男性も育児休業をとれる目安というか、いつぐらいになったらってほしいなということはお考えですか。

参事兼職員課長　そういうものにつきましても、これ全体的な、社会的な考え方、あるいは入間市の職員の考え方かもしれませんが、結局育児休業とるかとらないかというの、結局個人の考え方になってしまうかと思うのです、最終的には。ですから、そういうものが気安くとれる。今は多分男性がそういうものをとるというのは、なかなか今の状況ではとりにくいという責任的といいますか、気持ち的なものがあるのだと思うのです、考え方として。ですから、そういったものがとっても恥ずかしいとか、あるいはそういった意識的なもので何の問題もないということで今後そういった積極的にとっていただくような考え方は、研修というわけにもいかないと思うのですけれども、逐次所属長等を通して、そういった対象があれば声をかける等をしていきたいと考えています。

宮岡幸江委員　ここで今、男女共同参画推進条例をつくる準備をしているわけですね。そんな中で、やっぱり職員課も、職員課もということはない、全庁挙げて本当は取り組まなければ、それに向けてやっていかなかったらいけないのではないというのが私の考えなのですけれども、まして企画で一緒の部の中で協力体制をしていかなかったらば、市民にそれを訴えることはなかなかできないの

ではないのか。形だけの都市宣言とか、推進センターがあるということだけではなくて、条例までつくる市であるならば、市のほうでも、職員のほうでも、それに向けて取り組んでほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

参事兼職員課長 先ほども申し上げましたように、男女共同参画社会の形成というのは市の方針でもございますので、当然行政の一環としてそういった方針に基づいて職員課もそういった方向で事業を進めるとするのは当然のことだと思いますので、それは共同して考えていきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち企画部所管のもの、目2広報広聴費、目3財政管理費、目6財政調整基金費、目7公共施設整備基金費、目8企画費、目10基地対策費、目21定額給付金費についての質疑を終結いたします。

次に、款2総務費、項5統計調査費について質疑を願います。
ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項5統計調査費についての質疑を終結いたします。

次に、款11公債費、項1公債費、款12諸支出金、項1土地開発基金費、款13予備費、項1予備費、実質収支に関する調書、財産に関する調書のうち企画部所管のものについての質疑を願いま

す。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款11公債費、項1公債費、款12諸支出金、項1土地
開発基金費、款13予備費、項1予備費、実質収支に関する調書、
財産に関する調書のうち企画部所管のものについての質疑を終結
いたしました。

以上で企画部所管のものについての質疑は終了しましたが、各
部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留
いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午前11時39分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、総務部所管のものについて審査を行います。

担当課長より順次概要説明を求めます。

庶務課長 それでは、平成20年度入間市一般会計歳入歳出決算認定につい
てのうち、庶務課所管のものについてご説明を申し上げます。

まず、歳入になりますが、決算書の22、23ページをお願いいた
します。

款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節1総
務管理使用料の備考欄5、行政財産目的外使用料1,975万7,700円
のうち庶務課分については423万2,531円で、主な内容は、本庁舎

1階食堂の電気、ガス、水道使用料及び自動販売機等の電気使用料等を受け入れたものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。決算書82、83ページをお願いいたします。目1一般管理費のうち83ページの備考欄、上から6行目になりますが、大事業、庁舎管理費1億7,123万1,392円は、市庁舎の維持管理費に要した経費でございます。諸工事といたしましては、本庁舎A、B棟内に4機あるエレベーターのうち、西側に設置している1号機の改修工事等を行いました。その他維持管理費等につきましては、おおむね前年度と同様に執行いたしました。

次に、大事業、文書管理費6,093万6,005円のうちの主なものは、郵便料金及び複写機、印刷機等々それに使用する用紙の購入費用でございます。おおむね前年度と同様に執行いたしました。平成20年度の公文書開示請求件数は163件で、開示の決定状況につきましては、全部開示46件、部分開示36件、不開示80件、取り下げ1件であります。不開示の理由につきましては、該当文書不存在によるものであります。

次に、大事業、法規事務費等その他の庶務課所管事業につきましては、おおむね前年と同様に執行いたしました。

以上で庶務課所管の概要説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

管財課長 管財課の中里と申します。よろしくお願ひいたします。

管財課所管の主なものにつきまして概要を説明させていただきます

ます。

まず、歳入ですが、決算書22から23ページ、款14使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、備考欄5行政財産目的外使用料1,975万7,700円のうち1,552万5,169円が管財課所管分であります。市民会館及び産業文化センター内の事務室や食堂、各公共施設に設置された自動販売機の電気使用料及び職員の駐車場使用料となります。

次に、54ページから55ページ、款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、備考欄1土地貸付料1,195万207円のうち管財課所管分は1,113万1,341円で、土地26件分の貸付料であります。備考欄の2建物貸付料12万137円は、商工会扇町屋支部の事務所1件分の貸付料でございます。

次に、56から57ページ、項2財産売却収入、目2不動産売却収入、備考欄1土地売却収入1,280万3,458円は、埼玉県の橋梁仮設工事に伴いまして、普通財産の売り払い1件と、不要道路敷売り払いの4件の売却収入でございます。

次に、64ページから65ページ、目1、節4雑入、備考欄4線下補償料収入2,350万2,118円のうち2,315万602円が管財課所管分でございます。東日本旅客鉄道株式会社及び東京電力株式会社の送電線の線下補償料でございます。同じく備考欄の8職員等駐車場収入263万4,000円のうち167万4,000円が管財課所管分で、市が借り上げている土地に通勤用自動車を駐車している職員等から徴収した駐車場使用料でございます。

次に、歳出について説明させていただきます。86ページから87ページ、款2 総務費、項1 総務管理費、目5 財産管理費、大事業、市有財産管理費370万9,869円につきましては、新規事業としまして、市が所有している旧北中野集会所用地を公売するために、建物の解体工事56万4,900円を実施いたしました。また、その他の事業といたしましては、市有地の雑草除去及び高木の剪定などの維持管理及び未利用地などの市有地売り払いのための不動産鑑定料が主なものでございます。

次に、88から89ページ、備考欄上の3行目、大事業、契約事務費609万5,230円につきましては、建設工事や業務委託、物品購入の契約事務に必要な諸経費でございまして、主なものとしましては、業者管理、契約管理システムのリース料133万9,065円、電子入札共同システムに係る経費といたしまして315万363円、事務用机、いすの備品購入が89万8,505円と、契約事務費の88.4パーセントを占めております。

同じく大事業、自動車管理費3,704万3,742円につきましては、庁用自動車集中管理分の燃料費や車検、定期点検等の修繕料、保険料、リース料などでございます。なお、庁用自動車につきましては、効率的な運用を図るために平成17年度4台、平成18年度に4台、19年度に5台、平成20年度につきましては1台を削減をいたしております。

以上で管財課所管の概要説明を終わります。

情報システム課長 続きまして、情報システム課所管について説明申し上げます。

げます。

まず、歳入、決算書64、65ページをごらんください。款21諸収入、項5、目1雑入、備考欄5水道料金等計算業務受託収入1,016万3,000円は、水道事業会計から電算処理に係る機械器具借上料、通信回線使用料、人件費、需用費について、その使用割合により受託額を積算し、受け入れたものであります。

続きまして、歳出、84、85ページ、備考欄の中段になります。大事業、電子情報管理費2億7,414万1,790円につきましては、コンピュータ機器及び情報システム関連の運営維持管理等に係る経費で、前年度対比2,048万1,250円、率にして8.07パーセントの増であります。増となった主な要因は、これまでパソコンに関してすべてリースで導入しておりましたものを、平成20年度から買い取り方式に改めたことに伴い、中事業、電子計算機等整備費、小事業、パソコン整備事業1,724万1,000円が新規事業として加えられたこと、また情報システム課の運営体制の充実のためSE、技術職員ですけれども、1名増員したことにより、中事業、電子計算管理費、小事業、技術者派遣委託事業2,917万9,080円で、増となっております。

このほか主なものは、中事業、電子計算管理費、小事業、電子計算機器等運用管理事業1億8,271万7,048円は、ホストコンピュータとその周辺機器、各種サーバーやネットワーク関連機器及びパソコンなど端末機器等の借上料であり、前年度より240万246円の減となっております。

同じく小事業、ネットワーク通信回線整備事業3,467万861円は、本庁と各出先施設とのオンライン専用回線使用料及びインターネット回線利用料等であります。

また、小事業、電子申請共同システム運営事業282万5,425円は、埼玉県下の市、町で共同して開発し運用する電子申請共同システムを運営する埼玉县市町村電子申請共同運営協議会に対する開発委託料や運用委託料等の運営費を負担したものであります。

以上、概要説明とさせていただきます。

市民税課長 それでは、まず平成20年度の市税全体の歳入につきまして説明をさせていただきます。決算書の12ページから13ページをお開きください。

12ページ上段、款1市税でございますが、市税全体の調定額は248億7,898万1,953円であり、収入済額、いわゆる決算額は225億5,685万218円であり、前年度と比較しますと、率にして0.8パーセント、金額にして1億7,990万2,480円の増額となりました。

それでは、市民税課が所管している歳入につきまして説明させていただきます。同じく12ページ上段、項1市民税、目1個人、節1現年課税分でございますが、調定額は94億2,826万4,136円であり、収入済額は91億5,870万6,846円で、前年度対比0.6パーセント、5,593万5,849円の増額となりました。この要因としましては、均等割及び所得割の納税義務者の増加によるものでございます。これに伴いまして補正予算第4号にて収納率97.5パーセントを見込み、7,249万2,000円の増額をさせていただいたものでござ

います。

次に、目2法人、節1現年課税分でございますが、調定額は17億2,123万300円であり、収入済額は17億1,268万50円で、前年度対比0.6パーセント、976万1,150円の増額となりました。この要因としましては、平成19年度の予定納税額が低かったため、平成20年度上半期の確定申告時の納税額が前年度より増加したことで、下半期は景気低迷の影響を受けましたが、総体的には増加となったものでございます。

次に、12ページ下段、項3、目1軽自動車税、節1現年課税分でございますが、調定額は1億6,679万2,400円であり、収入済額は1億6,274万5,900円で、前年度対比4.9パーセント、762万1,900円の増額となりました。この要因としましては、四輪乗用自家用車の登録台数が増加したことによるものでございます。

次に、項4、目1市たばこ税、節1現年課税分でございますが、調定額、収入済額ともに7億3,800万3,937円で、前年度対比5.3パーセント、4,137万220円の減額となりました。この要因としましては、喫煙環境の変化や健康への配慮による喫煙率の低下や、昨年7月の成人識別カードタスポの導入が影響したものと思われま

す。

次に、50ページから51ページをお開きください。50ページ中段、款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節2徴税費委託金でございますが、これは県民税にかかる埼玉県からの徴収委託金であります。調定額、収入済額ともに3億4,657万2,735円で、

前年度対比1.2パーセント、406万380円の減額となりました。

次に、歳出につきまして主なものの概要を説明させていただきます。100から101ページをお開きください。100ページ中段、款2 総務費、項2 徴税費、目1 税務総務費、大事業、税務管理費8,058万699円でございますが、このうち、市民税、資産税などの市税全体の統合オンラインシステム関係費が7,916万883円であり、これは当システムのリース料及び税制改正などに伴うシステム改造費並びに運用支援保守料が主なものでございます。

以上で市民税課所管の歳入歳出についての説明を終わります。

資産税課長 資産税課所管のものについてご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。決算書の12から13ページをごらんください。12ページの中段、款1 市税、項2 目1 固定資産税、節1 の現年課税分についてでございますが、平成20年度は評価がえの年度ではございませんでした。現年課税分の固定資産税は、調定額92億4,696万8,900円に対し、収入済額、いわゆる決算額は90億3,476万9,738円で、前年度対比1.8パーセントの増となりました。内訳につきましては、土地は地価の下落幅が当初見込みより縮小したことにより12月補正で2,000万円の増額をいたしました。前年度対比では0.4パーセントの減、家屋が新増築により12月補正で3,000万円の増額をいたしまして、前年度対比4.4パーセントの増、償却資産が大型精米工場等の新設により12月補正で3,000万円の増額をいたしまして、前年度対比2.4パーセントの増となっており、合計で8,000万円の補正増となりま

した。

次に、1段下、款1市税、項2固定資産税、目2国有資産等所在市町村交付金につきまして、当該固定資産を所有する国または地方公共団体以外のものが使用する場合等に、固定資産税のかわりに当該固定資産の所在する市町村に交付されるものでございまして、関東財務局、北関東防衛局、東京都総務局、埼玉県住宅課、埼玉県管財課の5カ所より交付をいただいております。交付金の平成20年度の収入済額は7,126万1,100円で、前年度対比2.0パーセントの減となりました。減額の理由は、貸し付けの一部解除、償却資産の減価償却等によるものでございます。

なお、国有資産等所在市町村交付金につきましては、平成19年度までは日本郵政公社からの納付金も含まれておりましたが、郵政民営化に伴い、平成20年度からは交付金のみとなっております。平成19年度に納付金を含めた額との対比で申し上げますと、6.1パーセントの減となります。

続きまして、14から15ページで、14ページ中段になります。款1市税項7目1都市計画税、節1の現年課税分につきましては、調定額14億689万6,500円に対し、収入済額は13億7,461万1,082円で、前年度対比0.9パーセントの増となりました。増減理由につきましては、土地、家屋とも固定資産税と同様の理由によるものであり、内訳は土地が0.6パーセントの減、家屋が3.3パーセントの増となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。当課の歳出は主に経

常経費でございますが、ページで申し上げますと102から103ページ、103ページの上段になります。款2 総務費、項2 徴税费、大
事業、市税賦課費、中事業、固定資産税・都市計画税、関係費
3,450万5,385円が、平成19年度との対比で3,287万7,772円減額と
なっている主な理由につきましては、評価がえのための業務で3
年に1度実施している標準宅地鑑定評価業務2,683万6,950円を平
成19年度に実施したために、平成20年度は大幅な減額となったも
のでございます。

以上で資産税課所管のものの説明とさせていただきます。よろ
しくお願いいたします。

収税課長 それでは、収税課所管について説明をさせていただきます。

初めに、歳入について説明させていただきますが、決算書の12ペ
ージから13ページをごらんください。款1 市税、項1 市民税、目
1 個人、節1 現年課税分は、調定額94億2,826万4,136円に対し収
入済額、いわゆる決算額は91億5,870万6,846円で、収納率は97.1パ
ーセントでした。同じく目2 法人、節1 現年課税分は、調定額17億
2,123万300円に対し、収入済額は17億1,268万50円で、収納率は
99.5パーセントでした。

次に、項2 目1 固定資産税、節1 現年課税分は、調定額92億
4,696万8,900円に対し、収入済額は90億3,476万9,738円で、収納
率は97.7パーセントでした。同じく目2 国有資産等所在市町村交
付金、節1 交付金は、調定額7,126万1,100円に対し、収入済額は
同額の7,126万1,100円で、収納率は100パーセントでありました。

次に、項3目1軽自動車税、節1現年課税分は、調定額1億6,679万2,400円に対し、収入済額は1億6,274万5,900円で、収納率は97.6パーセントでした。

また、項4目1市たばこ税、調定額7億3,800万3,937円及び項5目1鉱産税、調定額4,600円の収納率は、それぞれ100パーセントでした。

続きまして、14ページから15ページをごらんください。項7目1都市計画税、節1現年課税分は、調定額14億689万6,500円に対し、収入済額13億7,461万1,082円で、収納率は97.7パーセントでした。

以上の結果、平成20年度市税現年課税分全体では97.7パーセントの収納率であり、前年度対比では0.1パーセントの減となりました。

また、滞納繰り越し分全体では14.5パーセントの収納率であり、前年度対比で0.3パーセントの減となりましたが、滞納繰り越し分につきましては、再三の催告に応じない滞納者や納付誓約が一向に守られない滞納者に対して、預金、給与、不動産等の差し押さえ527件、前年対比で104件の増を実施いたしました。

また、平成20年度の徴収対策につきましては、全庁的な取り組みとして、次長、課長相当職等によります市内、市外滞納者の臨宅徴収や、新たな取り組みとして、平日に納付が困難な方、また納税相談が必要な方を対象に休日の納付相談窓口を実施し、収納の確保に努めました。

次に、申しわけございませんが、13ページにお戻りいただきたいと思ひます。上段、市税全体の不納欠損額でございますが、1億8,692万7,309円で、前年度対比15.5パーセントの減となっております。不納欠損につきましては、滞納繰り越しの最終処理に当たりまして、滞納者の生活実態等を十分調査した結果、財産もなく、生活も困窮している状況で税を負担する能力がない者、また居住や居場所が不明で納税交渉、また納税相談が長期にわたり困難な者、また法人等の倒産、解散で残有財産が全くなく徴収できる見込みがないことが判明しましたので、地方税法の規定に基づき市税の徴収権が消滅したものについて、不納欠損処分をさせていただきます。

次に、歳出について説明させていただきます。決算書の102ページから103ページをごらんください。款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費、節23償還金、利子及び割引料1億7,323万9,599円につきましては、過誤納還付金及び還付加算金であります。平成20年度におきましては、税源移譲における年度間の所得変動に係る住民税の還付が発生したことから、前年度対比111パーセントと大幅に増額となったものでございます。

以上、収税課の概要説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長　ここで休憩いたします。

午後　0時06分　休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより質疑に入ります。

まず、款1市税、項1市民税について質疑を願います。

吉澤委員 市民税個人についてなのですけれども、報告書の15ページで収納率97.14パーセントというふうになっているのですけれども、これは件数にするとどのくらいなのでしょう。

〔(報告書の何ページですか) と言う人あり〕

吉澤委員 済みません。聞き方が悪かったです。報告書では15ページなのですけれども、収納率でここでは載っているのですけれども、例えば滞納の件数とかということです。

収税課長 滞納者の人数でございますが、個人市民税とかそういった形ではとらえてないのですけれども、滞納者の状況をちょっと説明させていただきますと、平成20年当初の滞納繰り越し者数は、市県民税、それから固定資産税、国民健康保険税、1人の方が幾つかの税目を滞納されている方がいらっしゃいますので、これらをすべて1件として考えておりますが、8,047件で、繰越額が21億580万4,284円というような形が、これは現年からまた過去に滞納になっている方の合わせたものがこの額になっております。

参考にですが、ことしの21年度当初におきましては、件数で8,482件、同じく全体の繰越額でいきますと21億3,520万4,426円というような形になってございます。

以上です。

吉澤委員 聞きたかったのは、その間、入間市でも納税義務者の所得が減っていたりとか、あるいは課税所得200万円以下という人がふえていて、そうした中で増税も行われてきたという経過があるので、そういう状況の中で収納の変化、滞納をしている人がふえているかどうか、その辺をちょっともしわかれば。数値ですとちょっとわからないのかもしれないのですけれども、状況を教えていただきたいなと思います。

収税課長 ただいま総数のほうを申し上げたのですけれども、前年対比でいきますと、平成21年度で435人の増というような形で、金額では2,940万142円の増というような形なのですけれども、2年前に税源移譲がありまして、市県民税のほう若干率が高くなりましたものですから、額が上がったわけです。その関係で、200万円以下の先ほど申し上げました所得の方につきましては、増税感の影響かと思いますが、若干滞納の数がふえているというような状況でございます。

以上です。

吉澤委員 はい、わかりました。

それから、滞納というのか、分納とかおくれて支払う人、そういう方なんかもふえているのでしょうか。

収税課長 確かに分割納付をされる方が非常に多くなっております。当然うちのほうも相談に応じまして、原則は、例えば市県民税ですと年4回、普通徴収でいきますと納付期限があるのですけれども、これを本人様の希望によりまして、例えば10回の分割ですとか、

毎月1回の12カ月分だとか、そういったような配慮等はさせていただきます。

以上です。

吉澤委員 分納した場合は、延滞金というのは発生するのでしょうか。

収税課長 当然延滞金のほうは発生いたします。実質的には、税法上は、最初の1カ月が7.3パーセントで、期限が過ぎますと16.4パーセントというような形になりますけれども、今特例基準割合がございまして、21年度ですと、最初の1カ月が4.5パーセントというような形の率になります。

以上です。

吉澤委員 はい、わかりました。分納してもなかなか今度おくれおくれで、また現年の課税もふえてきてという形で大変だと思うのですけれども、地方税法で徴収の猶予というのもあると思うのですけれども、例えば徴収の猶予を受けている方とかいらっしゃるのでしょうか。

収税課長 入間市の場合には、今そういった方はいらっしゃいません。

吉澤委員 例えば、こういう徴収の猶予があるということなんかは、相談に来て、なかなか払えないような状況のときなんかにご説明されたりとかということはあるのでしょうか。

収税課長 相談事案としましては、徴収猶予の関係の相談はありません。やはり先ほど言いましたように、市県民税につきましては翌年度の課税になりますので、去年は収入があったからそれで本来なら払えるかもしれませんが、年が明けてリストラ等に遭って

職がないと、収入がないといった形で今年度課税されたものが払えないと。では、これにつきまして分納をお願いしたいというような相談が主なものでございます。

以上です。

吉澤委員 一般の方からすると、分納の場合は相談すれば応じてくれるのでしょうか、徴収の猶予という制度があることは余り知られてないと思いますし。

あと確認なのですが、徴収の猶予が認められた場合は、延滞金は発生しないのですね。

収税課長 しません。

吉澤委員 今回のかなり景気悪化や、多分ことしに入って失業されたりとか、事業を開始されたりとかという方が例えば出てくると思うのですけれども、そうした場合にどうしても本当に所得がない、大幅に減収したという場合は、やはりこういう制度をしっかりと市民に知らせる。相談に応じながらですけれども、必要があれば知らせてほしいなと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

収税課長 今おっしゃられたように、そういった相談がありましたら、内容等も説明させていただきまして、対応のほうさせていただきたいと思っております。

例えば、徴収猶予の場合に、所得がどうしてもないということで生活保護を受けるような状態になった場合、執行停止ということで、税を納めることができないと、また財産等もないというようなことで、執行停止というような処分ございますので、そちら

のほうも検討しなければいけないのかなと思っております。

以上です。

吉澤委員 その点についてわかりました。

あと、予算に反映されるのは21年度からになるかもしれないのですが、ふるさと納税の状況、もしわかれば教えてほしいのですけれども。

収税課長 済みません。先ほどの延滞金の関係なのですけれども、1カ月を過ぎたら、私16.4パーセントと言いましたので、これ間違いで、14.6パーセントということで訂正のほうよろしくお願いいたします。申しわけございません。

市民税課長 ふるさと納税の関係でございますが、21年度からになっておりますので、資料をあいにく持ち合わせてございませんので。

吉澤委員 はい、わかりました。申告がもしかしたら今年度であったかなと思って聞いたのですけれども、わかりました。

それから、たび重なって上場株式の配当・譲渡益と株式投資信託の分配金に係る税率が数回にわたって延長されていましてけれども、これについてはこの平成20年度、対象となる人あるいは対象金額等減税総額などわかれば教えてください。

市民税課長 やはり20年度につきましては改正がなかったもので持ち合わせてはないのですが。

吉澤委員 その前に延長されて、08年度の途中で改正されて、またことしで改正されて、ちょっとややこしいのですけれども、一たん廃止されて、また延長されてというふうな形もあったのですけれども、

できたら教えてほしいのです、後でも結構ですけれども。

市民税課長 失礼しました。件数的には株式譲渡88件で、2,506万2,900円
となっております。

吉澤委員 株式譲渡益のほうが88件ですか。2,506万円というのは対象金
額なのですか。

市民税課長 2,506万2,900円は、税額でございます。

吉澤委員 減税された税が。

市民税課長 はい。

吉澤委員 はい、わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款1市税、項1市民税についての質疑を終結いたし
ます。

次に、項2固定資産税について質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、項2固定資産税について質疑を終結いたします。

次に、項3軽自動車税、項4市たばこ税、項5鉱産税について
質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、項3軽自動車税、項4市たばこ税、項5鉱産税につ
いての質疑を終結いたします。

次に、項6特別土地保有税、項7都市計画税について質疑を願
います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、項6 特別土地保有税、項7 都市計画税についての質疑を終結いたします。

次に、款14使用料及び手数料のうち総務部所管のもの、款15国庫支出金のうち総務部所管のもの、款16県支出金のうち総務部所管のものについて質疑を願います。

吉澤委員 歳入歳出合わせてになるのですけれども、自衛官募集事務について、委託金が10万8,000円、支出されたのが自衛官募集等事務費で8万302円というふうになっているのですけれども、歳入の金額が実績によって決定するような話も聞いているのですけれども、20年度の実績というのですか、入間市からの採用とか人数はどうなっているのでしょうか。

庶務課長 歳入につきましては、平成20年度は10万8,000円となっております。これは国の募集事務地方公共団体委託費事務処理要領に基づいて掲載されていますけれども、埼玉県枠の今回6項目ありまして、基準額、それから適正者人口割額、それから前年度志願者実績割額、それから次年度期待割額、それからあと募集要項に対する取り組む割、それからあと重点市町村への運用額という形になっています。

ご質問の入間市の志願者数は出ていないのですけれども、入隊者数が平成20年度は11名です。それから、平成19年度が13名、それから平成18年度が19名という形になっています。この10万8,000円の平成20年度は前年度の実績で計算されますので、実際

に志願者数につきましては平成19年度61人ありまして、埼玉県の各市町村の総数に対してその割合の形で計算をされております。それから、あと入隊は、先ほど言いましたように平成19年度につきましては13名という形になっております。

ご質問されました歳出との関係なのですけれども、実際に庶務課分の事務費の部分については8万何がしになってはいますが、このほかに市報に5回ほど掲載しておりますので、そちらのほうの紙面割合の部分の経費をここで計上していますので、実際にはおおむねこの10万8,000円の実績の報告は出しております。

吉澤委員 はい、わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款14使用料及び手数料のうち総務部所管のもの、款15国庫支出金のうち総務部所管のもの、款16県支出金のうち総務部所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、款17財産収入のうち総務部所管のもの、款21諸収入のうち総務部所管のものについて質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款17財産収入のうち総務部所管のもの、款21諸収入のうち総務部所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち総務部所管のもの、目5財産管理費、目20諸費のうち総務部所管のものについての質疑を願います。

宮岡幸江委員 報告書44ページの情報システム課のほうで小事業、電子申請共同システム運営事業、先ほど説明もありましたのですけれども、これは平成19年度、59件あって、平成20年度は109件になっています。大ざっぱに計算しても、1件当たり2万5,921円というふうになると思うのですけれども、すぐに費用対効果ということ出ないとは思いますが、このあたりをどのように考えていらっしゃいますか。

情報システム課長 実際この電子申請システムにつきましては、県全体で見ましても、当初想定しているよりは申請件数が少ないという状況は現実ございます。これ全国的にそういう状況があるわけなのですけれども。ただ、この中で今現状、申請だけができるというふうな形で、システムとしては開発途上なのですけれども、将来的には、その申請等、それから交付等、それから手数料の支払い、そこまでそろった段階でこの申請システムが完成されると思うのですけれども、現状やはり実際粗大ごみの申請とか、水道の使用料の中止とか開始というふうないわゆる届け出だけで済むものですから、結構伸びてきているわけなのです。ですから、県全体でその辺も順次。費用的にも今度ASPサービスというような形で安くするような形で県のこの申請協議会もしていますけれども、まだ開発途上ということでご理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

宮岡幸江委員 ということは、まだ利用できる手続は拡大されていくということだと思うのですけれども、そうしますとまた費用もそれな

りにかかっていくのかなと思うのですけれども、最終的にはどのくらいの経費をこれ予想しているのでしょうか。

情報システム課長 これは県全体の参加市と町で分担しているわけなのですけれども、現実よりもいわゆる来年度、今言いましたように現状県単独でシステムを保有しているのを、いわゆるASP事業者からのオンラインの中でのシステムを利用する関係ありまして大分安くなっていますけれども、平成20年度の決算よりは若干安くなりますけれども、申請件数というのがふえても基本的にはオンラインのシステムというのは費用はかかりませんので、これ以上は高くはならないと。逆に来年あたりは20万円ぐらい安くなるというような感じですので、ひとつよろしくお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費のうち総務部所管のもの、目5財産管理費、目20諸費のうち総務部所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、款2総務費、項2徴税费について質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項2徴税费についての質疑を終結いたします。

次に、財産に関する調書のうち総務部所管のものについての質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、財産に関する調書のうち総務部所管のものについての
の質疑を終結いたします。

以上で総務部所管のものについての審査は終了しましたが、各部所管のものについての審査が終了するまで、討論、採決は保留
いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時24分 休憩

午後 1時25分 再開

委員長 再開前に委員長より申し上げます。

本日監査委員事務局長が欠席のため、監査委員事務局加藤副参
事より概要説明を行いますので、ご了承願います。

会議を再開いたします。

次に、検査課、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委
員事務局所管のもの審査を行います。

まず、検査課長より概要説明を求めます。

検査課長 検査課所管の決算概要についてご説明いたします。

決算書の84ページ、85ページをごらんください。款2 総務費、
項1 総務管理費、目1 一般管理費、大事業、検査事務費ですが、
決算額は4万5,088円です。執行率は92.02パーセントとなってご
ざいます。

続きまして、事業概要についてご説明いたします。平成20年度
の工事検査の執行状況ですが、中間検査、完成検査の合計で171件

の工事検査を実施しました。内訳としましては、入間市発注工事が159件、開発行為が5件、その他が7件となっております。前年度対比18件の減となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費のうち検査課所管のものについての質疑を願います。

塩屋委員 報告書の45ページに資料が載っているのですが、これについてちょっとお伺いしたいのですが。市の発注工事のうちで39件が中間検査を行っているわけですが、この39件が対象になるというのは、何か基準あったら大まかに教えてもらいたいのですが。

検査課長 請負金額が1,000万円以上の工事につきましては、中間検査を原則として行っております。

塩屋委員 はい、わかりました。

それで、年間の中間検査、完成検査件数を含めて、できれば頑張ってもらってもう少し中間検査の回数もふやしたほうが、より工事の途中でも気がついたことを早目に指示したり指摘できるという面もあると思うので、できればこの1,000万円以上というのをもうちょっと金額を引き下げて中間検査の対象をふやすということも前向きに考える必要があるかなというふうに思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

検査課長 1,000万円以上の工事については、原則1回の中間検査とかが多いのですが、中間検査の件数をふやすということについて

ては、前向きに考えたいと思っております。

塩屋委員 わかりました。ぜひ前向きに。人的体制というか、そういったこともあるからむやみにふやすことは無理だと思うのですが、できればもう少し回数をふやしたりしてより適切な指導なりが完成段階以前にできればよりいいかと思しますので、ぜひよろしくお願ひします。

それから、開発行為等、これ民間の宅造等だと思うのですが、当然開発行為等に基づいて開発を行った場合は帰属の問題、いわゆる公共施設ですね、道路とか含めた市への後々の移管の問題が出てくると思うので、そういった意味ではこの開発行為等についてもできれば、特に民間がやるわけですから、そういった意味で許可内容等合致して、この検査結果から見ると、いずれも適切だったということでそういったトラブルとかいろいろな問題点というのないのだと思うのですが、できれば簡単にでもいいから途中で現場を確認するような配慮もどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

検査課長 開発行為の検査につきましては、建築指導課のほうに依頼がありまして、建築指導課と合同で完了確認を行っております。中間検査を行うことにつきましては、建築指導課が都市計画法の許可を出しているものですから、建築指導課と十分協議してよい方向で進むように検討したいと思います。

塩屋委員 結構です。

委員長 ほかにございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費のうち検査課所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、会計課所管のものについて、会計課長より概要説明を求めます。

会計課長 それでは、会計課所管のものにつきましてご説明申し上げます。

なお、会計課の歳出につきましてですが、経常経費の事務費となっております。全額事務費を執行したものでありますので省略させていただきます。歳入のみ 1 点ご説明申し上げたいと思います。

決算事項別明細書の60、61ページをお開きいただきたいと思えます。下の段から3段目になります。款21諸収入、項2市預金利子、目1預金利子の収入済額502万5,759円につきましては、歳計現金及び市営住宅の敷金につきまして、定期預金等にて運用を行ったことによる預金利子であります。当初予算79万7,000円に対しまして、補正5号で395万3,000円を増額いたしました。この運用につきましては、定期預金による利子収入が206万3,903円、それから普通預金による利子収入が296万1,856円となっております。この定期預金による利子の関係ですが、当初予算積算時の予想利率は0.25パーセントでしたが、実行の運用利率では0.2パーセントから0.6パーセントとなり増額となったものでございます。また、普通預金の利子につきましては、平成19年度まで利子のつかない決済用預金で扱ってございましたが、平成20年4月より普通

預金に切りかえ運用の効率を図ったもので、指定金融機関であります埼玉りそな銀行のほかに収納代理金融機関12行も含めまして新たな利子収入を確保したものでございます。

以上、会計課の所管のものの概要とさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

歳入の款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、目20諸費のうち会計課所管のものについての質疑を願います。ありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長　なければ、歳入の款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費、目20諸費のうち会計課所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、議会事務局所管のものについて、議会事務局参事兼次長より概要説明を求めます。

議会事務局参事兼次長　それでは、議会事務局所管の決算について概要をご説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、決算事項別明細書68、69ページをお開きいただきたいと思えます。款21諸収入、項5目1節4雑入の備考欄40コピー使用料98万2,970円のうち20万7,930円が議会事務局所管のものでございまして、各会派の議員さんが使用するコピー代金でございます。

次に、歳出でございますが、決算事項別明細書80ページ、81ペ

ージをお開きいただきたいと思います。款1項1目1議会費、大
事業、議員報酬等1億8,452万9,733円は議員24名分、年度途中か
ら22名分になりましたものの報酬等で、平成12年度から期末手当
を0.2カ月分引き続き減額をいたしました。

次に、大事業、職員給与費、中事業、一般職給与7,444万2,558円
は、昨年に比べ192万6,693円の減額となっておりますが、これは
職員の人事異動によるものなどでございます。

次に、大事業、議会運営費、中事業、本会議等費用弁償80万
7,000円は、昨年に比べ8万9,000円の減額でございますが、これ
は年度途中で議員2名が自動失職したことなどによるものでござ
います。

次に、中事業、委員会行政視察費264万905円は、3つの常任委
員会で県外行政視察を実施いたしました。視察先や日程等を考慮
いたしましたが、平成19年度に比べ14万155円の増額となりました。
これは、2常任委員会が2泊3日であったことなどによるもの
でございます。各委員会とも視察の成果を得たものと思ってお
ります。

次に、中事業、政務調査費426万5,794円は、条例に基づき各会
派に政務調査費を交付いたしました。平成20年度は、先ほど申
上げましたように、年度途中で議員2名が自動失職したことな
どにより47万2,936円の減額となりました。

次に、中事業、事務費161万960円は、平成19年度に比べ68万
2,198円の減額となっておりますが、これは前年度には佐渡市議

会との交流事業、及び姉妹都市提携20周年記念事業としてヴォルフラーツハウゼン市を公式訪問したことなどによりまして、前年度と比較いたしますと、減額となっているものでございます。

次に、大事業、事務局費、中事業、会議録調製製本費643万2,337円は、平成19年度に比べ15万7,648円の増額となっておりますが、これは主に本会議録調製製本委託料が増額となったものでございます。

以上が議会事務局所管のものの概要でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

委員長　これより質疑に入ります。

歳入の款21諸収入のうち議会事務局所管のもの、歳出の款1議会費、項1議会費についての質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ、歳入の款21諸収入のうち議会事務局所管のもの、歳出の款1議会費、項1議会費についての質疑を終結いたします。

次に、選挙管理委員会事務局所管のものについて、選挙管理委員会事務局長より概要説明を求めます。

選挙管理委員会事務局長　選挙管理委員会事務局所管のものについて概要説明をいたします。

まず、歳入の関係でございますが、決算事項別明細書の34ページ、35ページをごらんいただきたいと思います。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節4選挙費補助金、備考の1裁判員制度対応システム作成交付金183万7,500円は、平成

21年5月施行の裁判員制度の裁判員候補者予定者名簿を作成するための電算システムを構築するための経費に対する補助金でございます。

次に、50ページ、51ページをごらんいただきたいと思います。款16県支出金、項3県委託金、目1総務費委託金、節4選挙費委託金、備考の欄の5在外選挙特別経費委託金2万2,870円は、国外に居住する日本国民に国政選挙における選挙権の行使を保障する制度があり、その手続に必要な経費が国から交付されるものでございます。

次に、74ページ、75ページをごらんいただきたいと思います。款21諸収入、項5、目1、節4雑入、備考94市議会議員選挙供託金30万6円は、本年3月15日執行の入間市議会議員一般選挙の候補者の中で得票数が供託金没収点に届かなかった者が1名いたため、その者の供託金が市に帰属することとなったものでございます。なお、この6円につきましては利息分でございます。

次に、歳出の関係でございます。104ページ、105ページをごらんいただきたいと思います。款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費の備考欄ですが、裁判員制度関係事業205万8,493円は、裁判員制度の裁判員候補者予定者名簿を作成する電算システムの構築に要する経費、これは歳入のほうで50パーセントの国庫の補助を受けているものでございますが、このものと、このシステムを運用するためのパソコン1台を購入した経費でございます。

次に、106ページ、107ページでございます。目2 選挙啓発費、備考の選挙啓発事務費9万9,710円は、選挙啓発物、啓発広告の経費でございます。

目3 選挙費、備考の市長選挙費3,266万2,760円は、平成20年10月19日執行の入間市長選挙の経費でございます。その中で事務費の2,913万3,433円は、投開票所従事者報償金等の報償費、ポスター掲示場設営等の委託料、選挙公営の負担金などが主なものでございます。次、同じく備考の市議会議員選挙費5,370万4,140円は、平成21年3月15日執行の入間市議会議員一般選挙の経費でございます。事務費の4,965万790円は、市長選挙の場合と同じような内容になりますが、投開票所従事者報償金等の報償費、ポスター掲示場の設営等の委託料、選挙公営の負担金などが主なものでございます。

その下の農業委員選挙費31万1,774円は、平成20年7月6日に執行された入間市農業委員会委員一般選挙の経費でございます。なお、この選挙につきましては、無投票となっております。

以上で説明を終わります。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入の款15国庫支出金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款2 総務費、項4 選挙費について質疑を願います。

吉澤委員 公営の取り下げで返還金が5万380円が2件だったかと思うのですが、これ新聞報道もされましたが、2人の候補者が、

ほかの候補者に比べてガソリン使用料が突出して多かったということで、公営取り下げで返還金ということになったと思うのですが、この件についてやはり市民から選管がなぜ見落としたのかなというような疑問も、そういう意見も聞かれたわけですけれども、この件に対してはどういうふうにとらえているのかどうかお聞きしたいと思います。

選挙管理委員会事務局長 この件は燃料の関係でございますけれども、選挙公営に当たる燃料を取り扱います業者の方の選挙公営に対する選挙のガソリン自体伝えていなかったということが1つ挙げられるかなと思います。そういう点につきまして、今回の市長、市議会の選挙に当たりましては、選挙公営の関係で取り扱うガソリンスタンド等につきましては、市選管のほうからそういった選挙公営の内容のお知らせをしたいと考えてございます。

この点につきましては、候補者が把握できないようなシステムにもなっておりましたので、請求に当たっては業者が直接市のほうに請求するというのではなくて、候補者の方を通じて市のほうに請求をしていただくようなシステムに改めたということでございます。

あと、細かいところで、選挙公営の部分の把握をより正確化するために、納品書の、給油のたびに伝票にサインをしようと思うのですが、そういったものの添付も利用するとかというようなことで考えました。

以上のようなことでございます。

吉澤委員 改善した点について今説明があったかと思うのですが、もちろんこれ候補者自体の責任というのか、あるいはかかわった業者もそうなのですか、今聞いているのは、選管としても少しきちんとして管理できなかったものなのかということと、こういうことあったことを踏まえてこれから選挙管理委員会としての役割というのか、職務というのを改めて考えていただきたいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

選挙管理委員会事務局長 まず、選挙管理委員会の立場としての例えばチェックとかそういう部分につきましては、条例に基づく範囲での請求ということで、その内容について市の選挙管理委員会として、それがこれは多いのではないかと、そういうことがもし推測された場合でも、調査権とかそういうところまでは権限はございませんので、なかなか難しい点があるというふうに感じております。そういう中で、選挙に当たりましては、選挙公営の経費の関係につきましてはより正確を期すると。事前にそういった業者の方へのお知らせとか、あるいはいろいろな書類の関係につきましても正確性を期するようなそういう根拠のある資料とかというものを添付することによって、選挙公営の請求の伝票等を正確にするということを考えていきたいというふうに思っています。

吉澤委員 わかりました。

塩屋委員 今の関係なのですが、4年前の市議会選挙に絡んで、入間市議会でも立候補者の中でガソリン代がおかしいということ

で、私もちょっと日にちの関係で指摘を受けたりして、あいまいな部分があるのと、それから全体的に把握できない記名があるのはこれは現実だけれども、たまたまあのころはよその市でも完全におかしいなと思われるようなニュース報道がされたのは事実で、それで入間市内の市民からもそういったことに対して私のところにも意見言われましたし、なるほどと思った面もあるわけです。ところが、そういった意見を受けて選管がいろいろな点で改善の努力されたというのは、割と早い時期にされたということで、その点については、選管の事務局初め皆さんの努力には敬意をすするものなのです。ところが、現実に選挙カーをガソリン提供として提供するお店の側です。1つは、自動というか、人が基本的にいないようなスタイルになったりしていて、私自身も幾つかで断られましたけれども、実際にガソリンスタンドへ行っても、受けてくれるところが減ってしまっているのは事実なのです。人がいても断られてしまうのです。うちのスタンドは、すべてそういうことはお断りしていますからと。最後に、あるところに頼んでやったのですけれども。という点で、できれば、選管には、その辺の実情も踏まえて、もうちょっと使いやすいようにしてほしいなと。これはさっき言った、四、五年前に新聞をにぎわした記事も関係あるのだけれども、どんなに選挙カーが1日中乗り回しても、絶対使えないぐらいのガソリンの上限が設定されていたり、非常に現実的でない面があるので、あれを逆に言えば半分だったら半分は補助しますよという考え方でルールをつくってしまえば、問

題なくなるわけです。それを最大限となるから、実際1日車走っても乗り切れないぐらいのガソリン消費量というものが、時としてこれは事務のミスかどうかは別として生じてあるので、ぜひできれば、今の選挙法の中で、全く有権者からしても、議員本人からしても、何でこんな点が改善されないのだろうという点が数多く見当たるのです。しかも、単純なことで。という点では、ぜひ選管にもこれから前向きに議員の意見や市民の意見も聞きながら検討を、時間をかけてでも加えていただくとありがたいと思うのですが、その辺のご意見を伺いたいと思います。

選挙管理委員会事務局長 選挙公営の制度は、選挙に当たる経費、なるべく候補者の方の負担を軽減するという意味からそうした制度があるわけでございますけれども、先ほどご指摘にありましたガソリンスタンドの形態でのセルフでの給油というお店もかなりふえてきているということも感じております。したがって、次回の市長、市議のそういった選挙公営の関係につきまして、特にガソリンの部分につきましては検討していかなければ、次回の市長、市議のときには、恐らくもうセルフのスタンドがすごく多くなってしまって、今の制度ではなかなか内容少ないといえますか、その制度が生かされてこないということが考えられますので、今後前向きに検討してまいりたいと思っております。

塩屋委員 ぜひお願いしたいと思います。

それで、今ガソリンの例が出たのですが、私が実際聞いたりした、見たりした範囲でも、例えばポスターが1枚千幾らと単価で

出るわけなのです。例えば、ポスターを全部つくるのに、ある業者は10万円で作る、ある業者は20万円で作る。上限は20万円だとなった場合に、候補者本人も20万円よりも少しでも安いところへという人もいるかもしれないけれども、中には20万円出るので20万円でもいいやとやる場合もあり得ると思うのです。ところが、そこにはちょっとみそがあって、20万円ということは、一般の10万円の差額の10万円が、ひどい場合はそれがバックマージンとして候補者のところへ戻ったり、それからもう一つはほかの印刷物の印刷をその中から出してしまったりという事例も、僕も聞いたり見たりしてしたことがありますので、かつて。だから、そういった点ではぜひ。候補者本人の負担をかけないという意味は、一銭もかけないというのではなく、できるだけ負担は軽く済みますよ、では半分は出しましょうとか、3分の2ぐらい出るようにしようという基準でやらないと、常識的に考えても、こんな高い値が出るのという設定自体が物事をおかしくしてしまうと思うのです。そういった点で、ガソリンもそうだけれども、ポスターなんかについてももうちょっと補助する金額を、公費負担する金額を僕は低目に設定すべきだと基本的には思うのだけれども、その辺も含めて幅広く前向きに検討をお願いして終わります。

委員長　では、そのようなことでひとつ前向きに検討しておいていただきたいと思います。

ほかにありますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、歳入の款15国庫支出金のうち所管のもの、款16県支出金のうち所管のもの、款21諸収入のうち所管のもの、歳出の款2総務費、項4選挙費についての質疑を終結いたします。

次に、監査委員事務局所管のものについて、監査委員事務局副参事より概要説明を求めます。

監査委員事務局副参事 それでは、監査委員事務局所管の概要をご説明いたします。

決算事項別明細書90ページから91ページの款2総務費、項1総務管理費、目9公平委員会費、決算額12万8,760円につきましては、公平委員3名の報酬と事務費の支出でございます。

次に、決算事項別明細書108ページから111ページの款2総務費、項6、目1監査委員費の決算額3,032万9,070円につきましては、監査委員2名の報酬と事務局職員3名の人件費が主な支出でございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

款2総務費、項1総務管理費、目9公平委員会費、款2総務費、項6監査委員費、目1監査委員費について質疑を願います。

吉澤委員 テレビ報道であったことなのですけれども、任命されているたった2日間でも1カ月分報酬を監査委員が受け取っていたというような報道があったのですけれども、入間市では月の途中で人事が入れかわりがあったというようなこともあるかどうかかわらな

いのですけれども、そういう状況があるのかどうかちょっとお聞きしたいのですが。

監査委員事務局副参事 任期途中の報酬の支払いの関係でございますが、例えば議会のほうから選出された議員さんが改選によりまして年度途中で交代するケースがございます。この場合は、月額報酬の日割り計算で案分してその金額を支出しております。そういった事例はございます。

吉澤委員 わかりました。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ、款2総務費、項1総務管理費、目9公平委員会費、款2総務費、項6監査委員費、目1監査委員費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時03分 再開

委員長 会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

これで各部所管の質疑が終わりましたので、これより討論に入ります。

討論を願います。

反対の方から願います。

吉澤委員 議案第88号 平成20年度入間市一般会計歳入歳出決算認定のうち所管のものについて反対の討論を行います。

平成20年度は、原油、穀物市場の高騰による灯油、ガソリン、食品などの生活必需品の相次ぐ値上げが行われました。これらの物価の上昇は、構造改革路線に傷めつけられた庶民の家庭に重くのしかかりました。

第一生命経済研究所のレポートによると、年収1,500万円以上の高額所得世帯では生活必需品の購入割合が37パーセントにとどまるのに対し、年収200万円未満の低所得世帯では67パーセントに達しています。年収200万円以下の労働者が1,000万人を超え、生活保護世帯も100万世帯を超えるという貧困が大問題になりましたが、こうした低所得世帯は所得の減少と物価の上昇という二重の打撃を受けたこととなります。また、原材料の値上がり分を価格に転嫁することが困難な中小零細企業も厳しい経営を強いられました。

こうした状況の中で、2008年度の国家予算は、後に政権をほうり出す福田内閣のもとで編成されました。社会保障費の自然増分を2,200億円削減し、後期高齢者医療制度の開始や生活保護の母子加算の減額が行われました。一方大企業に対しては研究開発減税の拡充など引き続き優遇措置が行われ、軍事費は約4兆8,000億円の予算が計上され、相変わらずの聖域となっています。破綻した構造改革路線を受け継ぎ、さらに消費税の橋渡しを行おうとしたのが2008年度の国家予算です。

そして、アメリカのリーマンショックを受け、その年の秋以降、日本にはかつてない景気悪化の波が押し寄せました。日本経済のもろさが浮き彫りとなり、大企業中心、アメリカ言いなりの経済路線が完全に間違っていたことが明らかになりました。減産、減益を理由に大企業は非正規社員切りを行い、職と同時に住まいを奪われた人たちが路頭に迷う先進国ではあり得ない事態が発生しました。こうした事態は、社会保障や雇用政策の不十分さがもたらした結果で、まさに政治の責任です。

2008年は、こうした景気悪化の大波の中で失業や生活不安が広がった年です。市内にある企業でも総勢500人を超える派遣切りが行われ、そこで働く人の生活を脅かしました。また、市内業者も仕事が激減し、事業主も厳しい選択を迫られています。

このような景気悪化から、仕事と雇用、暮らしを守る緊急対策が求められたとき、入間市は率先して市民生活を守る対策を行ったでしょうか。国の構造改革路線を受け入れ、市民への負担増や大金持ち優遇の政策を続けました。

以下、反対の主な項目について述べます。1点目は、平成20年度からスタートした行財政改革長期プラン前期実行計画は多くの問題があり、認めるわけにはいきません。この計画は国の構造改革に沿ったもので、20年度は職員の定数削減、学童保育室使用料の値上げなどが行われました。市民生活が厳しくなる中での市民負担増は行うべきではありません。職員数の削減は行く行くは市民サービスの低下につながるおそれがあり、慎重な対応が必要で

す。超過勤務が多い部署には必要な人員配置を行うべきです。

2点目は、自衛官募集事務にかかわる国庫委託金と歳出における諸費、自衛官募集事務費です。自衛隊は、アメリカの世界戦略の一翼を担い、海外に向けて戦争する軍隊に変わろうとしています。イージス艦と漁船の衝突事故でも明らかなように、国民を守る存在ではありません。海外派兵は憲法違反であり、さらに自衛官の命をも危険にさらすもので、自治体がこうした行為に手をかすことは許されません。つけ加えて、入間基地に配備されている地対空ミサイルPAC3は市民を危険にさらす可能性があり、速やかな撤去を求めます。

3点目は、上場株式の配当譲渡益などにかかわる税率を軽減する証券優遇税制です。この証券優遇税制は金持ち優遇という批判が高く、一たんは2008年12月で廃止することになっていましたが、その延長が麻生内閣によって行われました。年間所得100億円以上の高額所得者10人に対して、上場株式への譲渡益総額183億円、1人当たりにすると平均18億3,000万円もの巨額な減税です。市民の生活が厳しい中で、ほんの一部の大金持ちを優遇する証券優遇税制を入間市でも継続していることは、市民の理解を得られません。

以上で議案第88号 平成20年度入間市一般会計歳入歳出決算認定の反対討論とします。

委員長 次に、賛成の方願います。

小島委員 議案第88号 平成20年度入間市一般会計歳入歳出決算につきま

して、当委員会所管の決算に対して賛成の討論を行います。

平成20年度の我が国の経済は、世界の金融資本市場の危機を契機に景気後退の局面を迎え、秋以降、実態面、金融面とともに急速に悪化するとともに、派遣社員の解雇や新卒社員の内定取り消しなど雇用情勢も急速に悪化し、深刻な社会問題となり、閉塞感が蔓延する状況であります。このような状況下で入間市の平成20年度決算の歳入総額は355億7,144万748円で、前年度対比0.4パーセントの増、歳出総額では346億1,330万4,595円、前年度対比0.5パーセントの増額となっており、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は8億5,304万5,000円と、黒字で決算を終了しております。

また、決算分析では決算統計における利率を算出するための基礎となる数値の取り扱いの変更により、経常収支比率は上昇したものの財政基盤の強さを示す財政力指数は1.025と前年度に比べ上がるとともに、公債費負担比率や公債費比率で改善が見られ、総体的に適正で健全な財政運営が行われていることが伺えるところであります。

このことは、別途報告された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく数値においても明確にされているものと認識しているものであります。所管の決算状況を申し上げますと、まず歳入のうち市税では、家屋の新增築の増加などにより固定資産税が増収となるなど、市税総額では決算額225億5,685万218円で、前年度対比0.8パーセントの増額となり、景気が急速に悪化する

中、自主財源確保の努力が伺えるものであります。今後も税の公平性の観点から、収納率の向上にさらなる努力を期待するものであります。

一方で社会経済情勢の動向に左右される配当割交付金及び地方消費税交付金等が減収となるとともに、普通交付税も引き続き不交付となり、財政調整基金からの繰入金や特例地方債の発行により、その不足額を補っている構図になったものであります。このため、財政的には決して楽観できる状況にはありませんが、施策の推進のため財源の確保に努められたことは理解できるものであります。

次に、歳出ですが、総務費関係では、市庁舎西側エレベーターの改修により、市庁舎の利用者等が安心して利用できる施設環境の改善が図られております。また、消防費関係では救急体制の充実として高規格救急車を更新するとともに、自動体外式除細動器（AED）を公共施設26カ所に設置し、すべての公共施設に整備が終了したことは大いに評価できるものであります。

以上申し上げましたが、今後も「元気な入間」建設を目指し、積極的かつ健全な財政運営が持続できるよう期待し、賛成の討論といたします。

以上です。

委員長 ほかに討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第88号 平成20年度入間市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち所管のものは、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第88号 平成20年度入間市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち所管のものは、原案のとおり認定と決定をいたしました。

△ 次会日程の報告

委員長 これですべて当委員会に付託された事件はすべて議了しましたので、会議を閉じます。

△ 閉会の宣告（午後 2時13分）

委員長 これをもって総務常任委員会を閉会といたします。
本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 平 山 五 郎